

エコマーク　ニュース

Eco Mark News　No.26

2001 年 5 月 1 日発行　第 26 号

編集・発行／財団法人 日本環境協会 エコマーク事務局
〒105-0003　東京都港区西新橋 1-7-2 虎の門高木ビル 7F
TEL：03(3508)2653　FAX：03(3508)2656
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.jeas.or.jp/ecomark
e-mail　ecomark@japan.email.ne.jp

「エコマークニュース」は、「エコマーク事業実施要領」の改正を受けて１９９６年６月１４日よりエコマーク事務局が発行するものです。この「エコマークニュース」では、「エコマーク事業実施要領」に基づき、新規選定のエコマーク商品類型、認定基準案など、エコマーク事業に関する情報を提供しています。

目　次 / CONTENTS　(ページ)

本冊子はエコマーク認定の印刷用紙を使用しています。

エコマーク類型・基準制定委員会（第10 回）の開催並びに決定事項について

第10回エコマーク類型・基準制定委員会（委員長：郡嶌 孝　同志社大学教授）が2001年4月12日、（財）日本環境協会において開催され、審議の結果、以下のことが決定されました。

<決定事項>

- 第9回エコマーク類型・基準制定委員会に提案のあった新商品類型提案（17件）について１次評価が行われました。
- 第10回エコマーク類型・基準制定委員会に提案のあった新商品類型提案（17件）について１次評価が行われました。
- 60日間の意見受付を行っていた６つのエコマーク商品類型公開改定案が、改定施行されることが決定しました。
- エコマーク新商品類型認定基準公開案「紙製の印刷物」の公表が決定されました。
- エコマーク審査委員会より上程された商品類型No.115「間伐材・小径材・廃木材などを使用した木製品」、No.119「パーソナルコンピュータ」基準の一部を改定することが決まりました。

新商品類型提案の審議結果について

- 第9回エコマーク類型・基準制定委員会に提案のあった新商品類型提案（17件）について１次評価を行った結果、「再生原料を使用した陶磁器食器」については継続調査案件とすることになりました。
- 第10回エコマーク類型・基準制定委員会に提案のあった新商品類型提案（17件）について１次評価を行いましたが、２次評価対象となる提案はありませんでした。また、今回から商品類型名、提案概要、審査結果がエコマークニュースおよびホームページ上で公表されます。今回の公表は別添１の通りです。

エコマーク商品認定基準No.106「情報用紙」、No.107「印刷用紙」、No.111「木材等を使用したボード」、No.112「紙製の事務用品」、No.117「複写機」、およびNo.119「パーソナルコンピュータ」の改定実施について

60日間の意見受付を行っていた６つのエコマーク商品類型公開改定案はパブリックコメント公表後に寄せられた意見（別添３）を踏まえて審議され、No.106「情報用紙」、No.107「印刷用紙」、No.111「木材等を使用したボード」、No.112「紙製の事務用品」およびNo.119「パーソナルコンピュータ」認定基準は改定案どおり、No.117「複写機」は一部修正がなされ、本年５月１日付で別添２のとおり改定施行されることが決定しました。

エコマーク商品類型試案「紙製の印刷物」の公表並びに既存類型No.7「環境に関する雑誌・書籍」の廃止予告

エコマーク新商品類型認定基準公開案「紙製の印刷物」の公表が別添３のとおり決定されました。また、本基準の制定時には既存類型No.7「環境に関する雑誌・書籍」が廃止されます。公表並びに廃止予告に際し、２００１年６月３０日（土）まで意見の受付を行います。意見の受付については、以下の「新規類型試案並びに既存類型の廃止に関する意見の受付について」をご参照下さい。

新規類型試案並びに既存類型の廃止に関する意見の受付について」

(1)郵送および FAX による受付
・住所、氏名、性別、職業、連絡先、電話番号、ＦＡＸ
・意見を述べるエコマーク商品類型の認定基準名
・上記認定基準への意見
の要旨を、書面(Ａ４)にて、2001 年６月３０日(土)(同日消印有効)までに、下記
財団法人　日本環境協会エコマーク事務局宛に郵送またはＦＡＸでお送り下さい。

財団法人　日本環境協会　エコマーク事務局
〒105-0003 東京都港区西新橋１－７－２　虎の門高木ビル ７階
ＴＥＬ　03(3508)2653　　ＦＡＸ　03(3508)2656

(2)e-mail による受付
・住所、氏名、性別、職業、連絡先、電話番号、ＦＡＸ、e-mail アドレス
・意見を述べるエコマーク商品類型の認定基準名
・上記認定基準についての意見
の要旨を e-mail にて、2001 年６月３０日（土）17:00 までに下記宛お送り下さい。
（なお添付ファイルを送付される場合は MS-WORD、一太郎、エクセルでお願いします）

ｅ-mail　〔ecomark@japan.email.ne.jp〕

「無償配布出版物・印刷物へのエコマーク使用（無料）」の廃止予定について

従来、古紙利用促進の観点から特例として認めてきた、無償配布の出版物・印刷物へのエコマークの使用（無料）は、今回のエコマーク商品類型「紙製の印刷物」が制定された場合、廃止される予定です。制定後はエコマーク商品類型「紙製の印刷物」で認定を受ける必要があります。また、エコマークの使用には通常の使用料金がかかります。

エコマーク商品類型Ｎｏ.115「間伐材・小径材・廃木材などを使用した木製品」、Ｎｏ.119「パーソナルコンピュータ」の一部改定について

・エコマーク商品類型Ｎｏ．115「間伐材・小径材・廃木材などを使用した木製品」の一部改定

＜改定理由＞
審査の精度向上と木炭の品質基準を用途別に明確化するため、以下のように基準を改定します。

＜改定点＞
以下の下線を付した部分

［改定前］
4‐2．品質に関する基準（2）
（2）木炭および成形炭は、発熱量 6800kcal/kg、灰分 4%以下、揮発分 25%以下、固定炭素 71%以上であること。

[改定後]

（2）木炭および成形炭は、発熱量 6800kcal/kg **程度**、灰分 4%以下、揮発分 25%以下、固定炭素 71%以上であること。**ただし、木炭のうち調湿用木炭、水処理用木炭、脱臭・消臭用木炭、鮮度保持用木炭および飼料用木炭は、発熱量を適用せず、別表２に適合すること。**

別表２．木炭の品質

調湿用木炭	４００℃以上で炭化したもの
水処理用木炭	―
脱臭・消臭用木炭	精煉度８度以上であること（６００℃以上で炭化した木炭であり、水分は１５%以下であること）
鮮度保持用木炭	植物（菌茸類を含む）の鮮度保持用木炭は、精煉度２度以下であること。それ以外の鮮度保持用木炭は、精煉度８度以下であること。（８００℃以上で炭化した木炭であり、水分は１０%以下であること）
飼料用木炭	―

＜改定日＞

2001 年５月１日

・エコマーク商品類型Ｎｏ．119「パーソナルコンピュータ」の一部改定

「パーソナルコンピュータ」の軽微な改定点は、別添２の改定実施案のうちの、A-2.回収・リサイクルシステムの（9）、F．取扱説明書の（35）です。

お知らせ

エコライフ・フェア2001 への出展について

エコマーク事務局は 2001 年 6 月 2 日(土)～３日(日)、都立代々木公園園路にて開催されるエコライフ・フェア 2001（主催：環境省、（財）日本環境協会、他）に出展します。このフェアは、エコロジカルなライフスタイルを実現し、広めていくことを目的としています。エコマーク事務局ではエコマークの認定基準や制度など、エコマークの仕組みがどうなっているかをパネルで説明するとともに、商品展示により、エコマーク商品の広がりを紹介する予定です。ご来場の折は是非お立ち寄りください。なお、入場は無料です。

NACE（ナセ）エコフェアへの出展について

2001 年 6 月 22 日（金）～23 日（土）、環境保全意識の啓発を目的とした NACE（ナセ）エコフェア（主催：（社）長野県環境保全協会）が長野市若里の若里市民文化センターで開催され、当協会も後援・出展します。フェアでは、エコグッズの展示や講演をはじめ、電動スクーターの試乗、おもちゃの病院など楽しい催し物が行われます。お近くにお住いの方は、是非お立寄りください。なお、入場は無料です。

トピックス

政府各省庁が環境物品等の調達方針を公表

4 月 1 日以降、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」の規定に基づき、各省庁が相次いで環境物品等の調達の推進を図るための方針を公表しました。衆議院、最高裁判所、外務省、環境省、財務省、法務省、警察庁、環境事業団、公害健康被害補償予防協会、国立環境研究所など多くの機関が、その他環境物品等の調達の推進に関する事項として「調達する品目に応じて、エコマーク等の既存の情報を活用することにより、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努める」としており、また、特定調達物品等以外の環境物品等の調達にあたっては、「適切な品目についてはエコマークの認定を受けている製品またはこれと同等のものを調達するよう努める」としています。

エコマーク事務局ではこれを受け、国・自治体等へのエコマークに関する情報提供をより一層強化するとともに、エコマーク認定商品を優先して購入いただけるよう、各方面への働きかけを行ってまいります。公表の詳しい内容は、各省庁のホームページでもご覧になれます。

別添1　エコマーク商品類型化調査（第10回）の結果公表

No.	00-T0080
商品類型名	産業油剤吸収・吸着剤
提案概要	本商品類型は、産業用油類や食用油等の廃油処理において、適量撒布するだけで油類をオガクズ状に変化させる油吸収・吸着剤である。現在市販の油吸着剤は化学合成製品が主流だが、吸着後に圧力をかけると漏出する難点がある。本商品類型は天然資源の水苔や泥炭苔を使用し、バクテリア作用によって生分解されるまで再び漏れないため、環境保全とごみ減量化に大きく貢献できると思われる。欧米先進諸国では広く利用されている。現在市販の類似商品よりも安価に供給可能である。
提案者への回答	現在、産業用廃油の多くは資源にリサイクルされたり、熱源として有効利用されており、最終処理の対象となっている廃油は全体の約6%に過ぎません。したがって、ご提案の商品類型については、廃油全体における環境負荷の低減効果は弱いと考えられるため、エコマークの商品類型には適当でないと判断されました。
No.	00-T0081
商品類型名	石油資源を40%以上節約したｴﾏﾙｼﾞｮﾝ樹脂を基本の樹脂に用いた建築用ｴﾏﾙｼﾞｮﾝ塗料
提案概要	本商品類型は、石油資源系の原料の40%以上を無機物質に置き換えたエマルジョン樹脂を基本の樹脂に用いた建築用塗料である。無機物質としては、酸化ケイ素、硫酸バリウム、炭酸カルシウム等が考えられる。環境負荷の低減効果として、①石油資源が節約できる、②焼却の際、石油資源の燃焼により放出されていた有害物質が大幅に削減できる、③水性であるため、塗装の際の溶剤等の放出による大気汚染を防止できる点が挙げられる。なお、製法、使用法に関しては、従来と全く同じである。価格は、現行型の塗料と同価格、もしくはそれ以下を想定している。
提案者への回答	ご提案の商品類型については、既存の商品類型No.33「芳香族炭化水素類を含まない塗料」の見直し時に、新商品類型「塗料（仮称）」として認定基準の策定を予定しており、現段階では新たな商品類型としては採りあげないこととなりました。新商品類型の認定基準制定後に、改めて当該商品類型の認定基準と照らし合わせてｴｺﾏｰｸ商品の認定申込をご検討くださるようお願いいたします。
No.	00-T0082
商品類型名	建設汚泥を再利用した砂・砂利
提案概要	本商品類型は、これまで埋め戻し材等の利用が主であった建設汚泥を、分級・脱水・固化することによって再生利用した砂・砂利である。これによって、天然砂、土の採取減少、生態系への影響軽減、廃棄物の有効利用による不法投棄問題の解消、廃棄物の減量等、環境破壊問題改善につながると思われる。
提案者への回答	既存の商品類型No.109「再生材料を使用したﾀｲﾙ・ﾌﾞﾛｯｸ」の認定基準作成段階において、建設汚泥はもともと土を掘り起こしたものであるため、再生材料としては扱われておりません。したがって、ご提案の商品類型については、廃棄処分に困っている状況は理解するものの、エコマークの商品類型には適当でないと判断されました。
No.	00-T0083
商品類型名	使い捨てｶｲﾛ（発熱体を構成する混合成分の反応助剤として塩化ｶﾘｳﾑ、塩化ｶﾙｼｳﾑ等を使用）
提案概要	本商品類型は、反応助剤として塩化ナトリウムを使用しない使い捨てカイロである。従来の使い捨てカイロは、反応助剤として塩化ナトリウムを使用していたため、廃棄時にナトリウムが水に溶け、土壌や河川を汚染していた。反応助剤として塩化カリウム、塩化カルシウム、塩化マグネシウムを使用することにより、土壌・河川汚染を防止し、さらにカイロに含まれる活性炭、バーミキュライトは土壌改良資材として使用可能である。現在の市場占有率は1.8%である。
提案者への回答	本来繰り返し使用できる商品がある分野において、使い捨て商品は、廃棄物量低減に結びつくものでないため、エコマークの新商品類型として採りあげないことになっております。ご提案の商品類型は、使い捨て商品として余分な環境負荷を与えるものであるため、エコマークの商品類型には適当でないと判断されました。
No.	00-T0084
商品類型名	塩素、内分泌撹乱物質、及び可塑剤を使用していない軟質ﾎﾟﾘｵﾚﾌｨﾝﾌｨﾙﾑ及びｼｰﾄ
提案概要	本商品類型は、塩素、内分泌撹乱物質、可塑剤を使用していない軟質ポリオレフィンフィルム/シートで、文具、化粧品ケース、携帯用品用カバー類等、生活雑貨を中心に広範な用途で使用されている。提案理由としては、①塩素を使用していないため、燃焼時にダイオキシンその他の塩素含有有毒ガスを全く発生しない、②内分泌撹乱物質を使用していないため、口内に入っても安全、③可塑剤を含有していないため、他の素材と接触しても可塑剤の移行や転写がない点が挙げられる。市場占有率は、現在類似商品込みで3%程度である。
提案者への回答	ご提案の商品類型は、環境負荷低減に関する定量的評価が難しく、商品類型の基準設定が現時点で困難であるため、エコマークの商品類型には適当でないと判断されました。内分泌撹乱物質、可塑剤については、現時点で、環境負荷に関する科学的知見が不十分であり、環境負荷の低減効果を評価するのは困難であると思われます。また、燃焼時のダイオキシン発生については、ユーザーの使用後の処理に関する社会的な仕組みおよびインフラに負うところが大きく、ライフサイクル全体として環境負荷低減の評価が難しいため、商品類型の認定は時期尚早であると考えられます。

No.	00-T0085
商品類型名	「未利用天然繊維を使用したﾏﾙﾁｼｰﾄ」
提案概要	本商品類型は、雑草の発生防止、地温の安定化、土中水分の蒸散防止のために地表面に敷いて使用するマルチシートである。現在のマルチシートは、ポリエチレンや塩化ビニル等の合成樹脂が使用されているため、再利用が困難で、大半が廃棄されている。本商品類型は、微生物分解性を有する天然素材の未利用繊維が主原料であるため、使用後は土中で分解し、また燃焼処理しても有害物質を発生しない。さらに、未利用繊維を使用するため、資源の有効利用も同時に実現できる。現在の潜在市場規模は50万m2/年で、市場占有率は5%である。
提案者への回答	ご提案の商品類型については、既存の商品類型No.70「再生ﾊﾟﾙﾌﾟを使用した農業用ﾏﾙﾁｼｰﾄ」があり、この商品類型の見直し時に本提案も検討させていただきます。したがって、今回新たな商品類型としては採りあげないこととなりました。現商品類型を見直した際には、改めて当該商品類型の認定基準と照らし合わせてｴｺﾏｰｸ商品の認定申込をご検討くださるようお願いいたします。

No.	00-T0086
商品類型名	省ｴﾈﾙｷﾞｰでしかも環境負荷の少ない暖房器具
提案概要	本商品類型は、熱交換器の材料に銅管・銅板を使用し、断熱材として天然素材の炭化コルクを使用した暖房器具である。提案理由としては、①銅管・銅板や断熱材を使用することによって、エネルギー消費効率を高め、省エネルギー化を実現、②銅管・銅板はリサイクル容易で、炭化コルクは天然素材であるため、再資源化が容易、③組立には半田付けを使用せず機械的カシメであるため、解体分別が容易、④半田を使用していないため、鉛等の有害化学物質を含んでいない点が挙げられる。
提案者への回答	ご提案の商品類型については、これまで採り上げられてこなかったその他の家電製品と合わせて、エコマークとしての今後の対応について一度整理することが必要と考えています。その際は、家電製品をはじめ、ご提案の暖房器具（装置）全体も含め、包括的に調査・検討を行いたいと思います。したがって、今回新たな商品類型としては採りあげないこととなりました。また、ご要望のありました意見陳述の機会は、今回特に設けないことでご了承くださるようお願いいたします。

No.	00-T0087
商品類型名	PVC、PVDCをのぞく廃プラスチックを使用したﾌﾟﾗｽﾁｯｸﾊﾟﾚｯﾄ
提案概要	本商品類型は、100%廃プラスチックを使用した物流用パレットである。使用用途としては、製造業、運送業、倉庫業等、各業における商品の搬送、保管用を想定している。再生ポリマー化されづらい食品用オレフィン多層フィルム、および蒸着フィルム等を主原料としており、また、破砕処理等された紙、木屑を50%程度までは材料として使用することも可能である。現在、パレット市場の占有率は15%である。
提案者への回答	ご提案の商品類型は、既存の商品類型No.118「再生材料を使用したプラスチック製品」があるため、新たな商品類型としては採りあげないこととなりました。当該商品類型の認定基準と照らし合わせてエコマーク商品の認定申込をご検討くださるようお願いいたします。

No.	00-T0088
商品類型名	畜ﾌﾝとﾓﾐｶﾞﾗ・ｵｶﾞ粉・ﾊﾞｰｸ（木の皮）を使用した堆肥
提案概要	本商品類型は、畜産業者から毎日出る畜フンとモミガラ・オガ粉・バークを混合した堆肥である。悪臭がない点に特徴を有する。
提案者への回答	現在、新商品類型「肥料・土壌改良資材（仮称）」をWG（ワーキンググループ）として検討中であり、新たな商品類型としては採りあげないこととなりました。新商品類型の認定基準制定後に、改めて当該商品類型の認定基準と照らし合わせてエコマーク商品の認定申込をご検討くださるようお願いいたします。

No.	00-T0089
商品類型名	鶏ﾌﾝと廃ｵｶﾞ粉を使用した有機肥料
提案概要	本商品類型は、鶏フンとオガ粉を混合し微生物により発酵し無臭化した有機肥料である。無臭化している点に特徴を有する。
提案者への回答	現在、新商品類型「肥料・土壌改良資材（仮称）」をWG（ワーキンググループ）として検討中であり、新たな商品類型としては採りあげないこととなりました。新商品類型の認定基準制定後に、改めて当該商品類型の認定基準と照らし合わせてエコマーク商品の認定申込をご検討くださるようお願いいたします。

No.	00-T0090
商品類型名	ｼﾒｼﾞの廃ｵｶﾞ粉を使用した脱臭剤
提案概要	本商品類型は、シメジ栽培から出る廃オガ粉に微生物を添加した脱臭剤である。シメジ栽培廃オガ粉を100%使用している点に特徴を有する。
提案者への回答	ご提案の商品類型は、既存の商品類型No.115「廃木材・間伐材・小径材などを使用した木製品」があるため、新たな商品類型としては採りあげないこととなりました。当該商品類型の認定基準と照らし合わせてエコマーク商品の認定申込をご検討くださるようお願いいたします。

No.	00-T0091
商品類型名	半永久的に使用可能な高分子濾過材
提案概要	本商品類型は、特殊な逆洗・洗浄方式によって半永久的な使用を可能にした濾過材である。提案理由としては、①入替不要なため、定期的な廃棄処分が要らない、②廃棄処分した場合も有毒ガスの発生がない、③逆洗・洗浄時間が短く、電気料・水量の節約になる、④水の再利用が可能である、⑤雑菌処理が容易である点が挙げられる。使用用途としては、浴槽水・プール水等の循環濾過装置への充填を想定している。
提案者への回答	ご提案の商品類型は、現時点では製品寿命（使用期間）および雑菌の繁殖など、品質に関する定量的な基準がないため、商品類型の基準設定が困難であると考えられます。したがって、エコマークの商品類型には適当でないと判断されました。なお、「半永久的」という表現は誤解を生じやすく好ましくないと考えます。

No.	00-T0092
商品類型名	有害性重金属を含まない粉末状塗料
提案概要	本商品類型は、金属加工製品に塗装し焼き付け、美観や耐久性を付与する粉末状の塗料である。提案理由としては、①有害性重金属を含まない、②製品に付着しなかった粉末は回収して再使用できる、③焼き付けに際して揮発分がなく環境汚染しにくい点が挙げられる。粉末状の塗料は、世界で約80万トン製造されており、日本においても25,000トンあまりが製造されている。
提案者への回答	ご提案の商品類型については、既存の商品類型No.33「芳香族炭化水素類を含まない塗料」の見直し時に、新商品類型「塗料（仮称）」として認定基準の策定を予定しており、その際に本提案も検討させていただきます。したがって、今回は新たな商品類型としては採りあげないこととなりました。新商品類型の認定基準制定後に、改めて当該商品類型の認定基準と照らし合わせてｴｺﾏｰｸ商品の認定申込をご検討くださるようお願いいたします。

No.	00-T0093
商品類型名	廃PET樹脂を使用したｱﾙｷﾄﾞ樹脂塗料（長油性ﾌﾀﾙ酸樹脂塗料）
提案概要	本商品類型は、廃PET樹脂を使用したアルキド樹脂塗料で、建築物の木部、鋼製建具類に塗装される。使用方法としては、ミネラルスピリット（石油系炭化水素溶剤）で希釈し適性粘度に調整した後、塗装用具を用いて塗装し、常温で乾燥させる。提案理由としては、①石油系原料の10%をPETリサイクル粉末に置き換え可能、②樹脂合成時にエネルギー消費量を10%削減、③原色エナメルのVOC成分を2%低減、④他のPETリサイクル品より長寿命である点が挙げられる。現在の市場占有率は10%である。
提案者への回答	ご提案の商品類型については、既存の商品類型No.33「芳香族炭化水素類を含まない塗料」の見直し時に、新商品類型「塗料（仮称）」として認定基準の策定を予定しており、その際に本提案も検討させていただきます。したがって、今回は新たな商品類型としては採りあげないこととなりました。新商品類型の認定基準制定後に、改めて当該商品類型の認定基準と照らし合わせてｴｺﾏｰｸ商品の認定申込をご検討くださるようお願いいたします。

No.	00-T0094
商品類型名	生分解性澱粉樹脂（とうもろこし）を主原料として加工製造したごみ袋
提案概要	本商品類型は、主原料として、ポリエチレン、炭化カルシウムの代わりに生分解性澱粉樹脂を使用した可燃物、不燃物（ビン、空ｶﾝ等）および生ごみ専用のごみ袋である。塩素系成分を一切使用しないため、焼却の際、ダイオキシン等の有毒ガスの発生がなく、灰分率がほぼゼロである。
提案者への回答	現在、有害性物質が発生しないごみ袋には紙製などのものが既にあり、本提案によって、より環境負荷の低減効果がもたらされるとは言えません。また、現時点では、有害性物質が発生しないごみ袋を使用しても、ごみ自体に様々な物質が含まれているため、有害性物質の発生抑制等の効果を実現させることは困難な状況です。したがって、ご提案の商品類型は、一層の環境負荷の低減に結びつくとは言えないため、エコマークの商品類型には適当でないと判断されました。なお、生分解性製品の検討について調査・研究を進めることになっています。

No.	00-T0095
商品類型名	ｺｰﾝｽﾀｰﾁ（とうもろこし）を使用した乳幼児および高齢者《介護》用おむつ
提案概要	本商品類型は、主原料として、塩化ビニールの代わりにコーンスターチを使用した乳幼児および高齢者用おむつである。提案理由としては、①蛍光増白加工を行っておらず、ホルムアルデヒド等の有害物質の含有がない、②塩素系成分を一切使用しないため、静電気が発生せず、ダイオキシン等の有毒ガスの発生がなく、灰分率がほぼゼロである、③使用後も洗浄できるため繰り返し使用が可能である点が挙げられる。
提案者への回答	使い捨て商品は、廃棄物量低減に結びつくものでないため、エコマークの新商品類型として採りあげないことになっております。ご提案の商品類型は、繰り返し使用可能な設計となっていても、繰り返し使用するかは消費者の使用状況によるところが大きく、環境負荷低減は必ずしも実現されないことから、エコマークの商品類型には適当でないと判断されました。

No.	00-T0096
商品類型名	ｺｰﾝｽﾀｰﾁ（とうもろこし）を使用したｼｮｯﾋﾟﾝｸﾞﾊﾞｯｸﾞ
提案概要	本商品類型は、主原料として、プラスチックや塩化ビニールの代わりにコーンスターチを使用したショッピングバッグである。塩素系成分を一切使用しないため、静電気が発生せず、ダイオキシン等の有毒ガスの発生がなく、灰分率がほぼゼロである。また、引張強度は既存商品と同等で、繰り返し使用可能である。
提案者への回答	ご提案の商品類型については、既存の商品類型No.48「布製ショッピングバッグ」の見直しを本年度着手する予定にしており、その際に本提案も検討させていただきます。したがって、今回新たな商品類型としては採りあげないこととなりました。現商品類型を見直した際には、改めて当該商品類型の認定基準と照らし合わせてｴｺﾏｰｸ商品の認定申込をご検討くださるようお願いいたします。

別添２
エコマーク商品類型　No.106

「情報用紙」

変更部分のみ記載

（財）日本環境協会
エコマーク事務局

２．　対　象
　PPC**用紙、フォーム用紙、カラープリンター用塗工紙、**OCR**用紙**、ジアゾ感光紙

3.用語の定義
ロ　ー　ル　紙: 所要の幅と直径に巻き取られた連続した情報用紙。

４．　認定の基準
4-1.　環境に関する基準
(1) **原料として、古紙の配合率が７０%以上であること。**ＰＰＣ用紙にあっては、原料として、古紙の配合率が１００%であること。
⑵ **ＰＰＣ用紙、フォーム用紙およびＯＣＲ用紙にあっては、非塗工用紙または微塗工用紙（両面で１２g/m²以下）であること。**ただし、片面の最大塗工量は８ｇ /m²とする。
カラープリンター用塗工用紙およびジアゾ感光紙**にあっては、塗工量が両面で２０g/m²以下であること。**ただし、片面の最大塗工量は１２g/m²とする。
(3) **ＰＰＣ用紙およびフォーム用紙にあっては、白色度が７０%程度以下であること。**
(4) **製造にあたって、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定などを遵守していること。**
(5) **蛍光増白剤は、過剰な使用のないこと。**
(6) **製品には、禁忌品を含んでいないこと。**
(7) **製品の包装は、**省資源、**リサイクルの容易さ、焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。**

4-2.　品質に関する基準
(1) **品質および安全性については、日本事務機械工業会規格**　JBMS-31**または、**JBMS-32**に適合していること。ただし、白色度規定は除く。また、印字に支障をきたすような汚れについては考慮する。**
　なお、カラーインクジェットプリンター用の用紙については、その坪量および厚さに関してはこの規格を適用しない。ロール紙については、その寸法に関してはこの規程を適用しない。
　ジアゾ感光紙については、日本工業規格JIS　P　4505に適合していること。

１９９７年１１月２８日　制定
１９９８年　7月　1日　改定　6.(1)
２０００年　5月１０日　改定　4.4-2(1)
２００１年　5月　1日　改定　古紙配合率など

本商品類型の認定基準は制定日より５年を期限として、見直しを行い、必要に応じて認定基準の改定または商品類型の廃止を行います。

解 説　　「情報用紙」商品認定基準

平成９年１１月２８日制定

２．対象について

本基準は、その対象をＰＰＣ用紙、フォーム用紙、カラープリンター用塗工紙およびＯＣＲ用紙とした。従来からエコマーク認定商品の対象としている感熱紙、感圧紙、感光紙、ノーカーボン紙などは、「古紙標準品質規格」で禁忌品に指定されており、現在の回収方法では、リサイクルが難しい商品である。

従って、後述のリサイクル性で解説しているように、感熱紙、感圧紙、感光紙、ノーカーボン紙などについては、今回の見直しよりエコマークの対象外とすることとした。

ジアゾ感光紙については、生産量、用途、使用後の処理方法などを検討し、関係者、審査委員会およびワーキンググループで検討した結果、禁忌品には指定されていないことから対象とした。

４．認定の基準について

Ａ　資源採取段階

◇Ａ－１（資源の消費）

本項目では以下の点が検討された。

(1)原料として、古紙の配合率が７０％以上であること
(2)国内で発生した古紙を利用していること
(3)木材伐採、チップ製造における持続可能な森林管理
(4)非木材パルプについて
(5)紙資源の抑制（消費量抑制、軽量化、表裏使用）

（１）については、古紙の利用促進の観点から考慮すると、森林の保全および紙ごみの削減のために、製品の原料に古紙を１００％使用していることが望ましい。

しかし、原料となる古紙の品質によって製品の品質が大きく変わるため、エコマーク認定の情報用紙として集約すると、現時点では７０％以上の配合率が、製品として遜色なく、かつ低級古紙の利用を促進できるようなレベルとして見込まれる。さらに、エコマーク商品類型「ＯＡ用紙」が策定されて７年が経過し、情報用紙の状況も変化し、古紙の利用が進んできたことも検討には加味され、５０％以上という基準項目から７０％以上という基準項目に引き上げることとした。その後、２００１年1月に古紙配合率が見直され、ＰＰＣ用紙については１００％に引き上げることとした。ただし、この古紙配合率の数値については、次回改定のためのワーキンググループを設けて、ＰＰＣ用紙の市場分析などを実施しながら時期をあらためて検討を行うこととなった。

（２）については、古紙の輸出入貿易をエコマークとして制限することは、貿易問題になる可能性があり、現時点では基準を策定する項目として選定されなかった。

◇Ｂ－１（資源の消費）

そこで、廃棄物の削減、薬品の使用量削減を進めるなどの環境負荷低減に効果が期待できる本項目は、エコマークとして過度な品質と判断される表面塗工について、基準を策定する項目として選定された。

なお、白色顔料を内填しているものについては、非塗工用紙として扱うものとする。

以上

エコマーク商品類型　Ｎｏ．１０７

「印刷用紙」

変更部分のみ記載

（財）日本環境協会
エコマーク事務局

4．認定の基準

4-1．環境に関する基準

(1)原料として古紙の配合率が70%以上であること。
(2)塗工印刷用紙にあっては、塗工量が両面で３０g/㎡以下であること。ただし、片面の最大塗工量は１7g/㎡とする。
(3)非塗工印刷用紙にあっては、白色度が７０％程度以下であること。
(4)製造にあたって、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定などを遵守していること。
(5)蛍光増白剤は、過剰な使用のないこと。
(6)製品には、禁忌品を含んでいないこと。
(7)製品の包装は、省資源、リサイクルの容易さ、焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。

4-2．品質に関する基準

(1)品質および安全性については、該当する品質規格に適合していること、または製造段階における品質管理が十分なされていること。また、日本工業規格などに測定方法が定められている項目についてその測定方法による数値を提出すること。

5．認定基準への適合の証明方法

(1)各基準への適合を証明する資料を、申込書に添付すること。
(2)認定基準4-1.(1)および(2)については、製紙事業者の発行する古紙配合率および塗工量の証明書を提出すること。
(3)認定基準4-1.(3)については、ＪＩＳに定めるハンター方式、または拡散照明方式による白色度試験結果を提出すること。
(4)認定基準4-1.(4)については、工場が立地している地域の環境法規などを申込時より過去５年間遵守し、違反などのないことについて、製品を製造する工場長の発行する自己証明書を提出すること。
(5)認定基準4-1.(5)については、蛍光増白剤を使用している場合、製紙事業者の発行する蛍光増白剤添加量の証明書を提出すること。
(6)認定基準4-1.(6)および(7)については、エコマーク商品認定申込書に具体的に説明記述すること。
(7)認定基準4-2.(1)については、該当する品質規格に適合していることの証明書を提出すること。または、製造段階における品質管理が十分なされていること違反などのないことについて、製品を製造する工場長の発行する自己証明書を提出すること。

１９９７年１１月２８日　制定
１９９８年7月1日　改定　6.(1)
２００１年5月1日　改定　古紙配合率、品質に関する基準など

本商品類型の認定基準は制定日より５年を期限として、見直しを行い、必要に応じて認定基準の改定または商品類型の廃止を行います。

解 説　　　　「印刷用紙」商品認定基準

平成９年１１月２８日制定

４．認定の基準について

Ｂ　製　造　段　階

◇Ｂ－１（資源の消費）

本項目では以下の点が検討された。

(1)エネルギー、用水などの資源消費について (2)塗工について

紙の製造においては、紙を１ｔ製造するのに段ボール原紙では約５０m^3 本やノートに使用される上質紙では約１６０m^3 もの大量の水を使用している。

つまり、白色度の高い紙ほど多量の水を使用する。このため、白色度を低下させ、製造時の水の使用量を少なくすることは環境への配慮になる。

しかし、工業用水の使用量は工場単位で管理されていること、できる限り循環再利用していること、１９８０年代の使用状況と比較して紙を製造するための新水の使用量は紙１ｔあたり平均約４０％削減されている。

同様にエネルギーについては、１９８０年の使用状況と比較して紙を製造するためのエネルギーの使用量は平均約２７％削減されていること、黒液回収・廃棄物の有効利用などによるエネルギーの有効利用、製造エネルギーの使用量は工場単位で管理されていることなどから、生産設備や生産プロセスによって大きく影響される。

従って本項目は、現時点では基準として策定することが難しく、選定されなかった。

（２）については、表面塗工された紙は、印刷適性など紙の品質を向上することができるが、その古紙をパルプにする際、薬品の使用量を増加させ、製紙スラッジと呼ばれる廃棄物になる。この製紙スラッジについては、全国の状況については明らかではないが、富士市では平成７年度で７２万ｔが発生しており、ほとんどが燃料として有効利用され、焼却灰のうち半分弱の６万ｔが埋め立てされている。

そこで、廃棄物の削減、薬品の使用量削減を進めるなどの環境負荷低減に効果が期待できる本項目は、エコマークとして過度な品質と判断される表面塗工について、基準を策定する項目として選定された。

なお、白色顔料を内填しているものについては、非塗工用紙として扱うものとする。

５．品質に関する基準について

印刷用紙の品質については、現在のところ微塗工印刷用紙、塗工印刷用紙の品質規格に該当するものがない。また、非塗工印刷用紙に関する日本工業規格は廃止された。

従って、印刷用紙の品質については、自主的に保証　する事とした。

エコマーク商品類型　Ｎｏ．１１１

「木材等を使用したボード」

（財）日本環境協会
エコマーク事務局

変更部分のみ記載

4.　認定の基準

4-1.　環境に関する基準

(1)木質部の原料として、再・未利用木材の配合率が１００％であること。

(2)再・未利用木材以外の材料を組合わせて使用する製品にあっては、再・未利用木材以外の材料が製品全体の５％以下（重量割合）であること。

(注)重量割合とは、製品を２０±３℃、湿度６５％での乾燥状態において、恒常に達した時点での製品または各材料の重量比率を指す。

(3)添加剤（接着剤、硬化剤、ワックス）および塗料等に防蟻剤、防腐剤（ＣＣＡなど）、難燃剤などが使用されないこと。
（これらのものを含有する再・未利用木材を原料とすることは、避けること）
トルエン、キシレンについては、使用のないこと。

(4)材料から発生するホルムアルデヒド放出量は、０．５mg/ﾘｯﾄﾙ以下であること。

(5)焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。

(6)製造にあたって、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定などを遵守していること。

(7)繊維板（インシュレーションボード、ＭＤＦ、ハードボード）にあっては、製造にあたって、省エネルギー化の努力をしていること。

１９９８年7月1日　制定
２００１年5月1日　改定（ホルムアルデヒド放出量）

本商品類型の認定基準は制定日より５年間を期限として、見直しを行い、必要に応じて認定基準の改定または商品類型の廃止を行います。

解 説　「木材等を使用したボード」商品認定基準

平成１０年７月１日

３．認定の基準について

◇Ｃ－８（有害物質の使用・排出）

本項目では以下の点が検討された。

(1)資材保管時のホルムアルデヒド管理

流通段階のホルムアルデヒドの管理については、製品からの放出量を基準項目とすることで環境への負荷が低減されると判断された。具体的には、ホルムアルデヒドの使用を極力低減した接着剤の普及状況から、１．５ｍｇ／ﾘｯﾄﾙ以下とすることで、本項目は基準を策定する項目として選定された。

その後、2001年 1月に再度接着剤の普及状況が見直され、放出量が０．5mg／ﾘｯﾄﾙ以下に改定された。

Ｄ　使用・消費段階

◇Ｄ－５（大気汚染物質の排出）

本項目では以下の点が検討された。

(1)接着剤成分上から大気汚染物質の排出

使用段階のホルムアルデヒドの放出については、近年、ホルムアルデヒドを含む製品を利用した住宅等からのホルムアルデヒドの放出による室内空気汚染問題が指摘されており、消費者の注目が大きいところである。

従って、有害物質に該当する可能性があると指摘されている物質として製品からの放出量を基準項目とすることで環境への負荷が低減されると判断された。

１９９８年７月の本認定基準制定時は、ボード類の中では世界の品質基準に比較してすでに高水準であること、二次加工処理や、素地の床下地の場合、表面を被覆することによりホルムアルデヒド放出量を低減させることが認められていることなどから１．５ｍｇ／ﾘｯﾄﾙ以下とした。その後の社会情勢の変化により、室内でのホルムアルデヒド放出量を０．5mg／ﾘｯﾄﾙ以下とする動きが盛んになってきたことから、本認定基準を０．５ｍｇ／ﾘｯﾄﾙ以下と改定することとした。改定に際しては、低ホルムアルデヒドボードの製造に伴う消費エネルギー量増加が懸念されるとの意見があった。

なお、ホルムアルデヒドの測定方法については、世界各国でまちまちであり、現段階では材料測定値と室内空気の気中濃度との関係、並びに異なる測定方法間でのレベル換算などについて明確化されていないため、より適切な方法が策定された時点で切り替えることとする。

化粧板のホルムアルデヒド放出量については、ＪＩＳの対象は素板であるが、化粧をした状態でのホルムアルデヒド放出量を採用する。

以上

エコマーク商品類型　Ｎｏ．１１２

「紙製の事務用品」

（財）日本環境協会
エコマーク事務局

変更部分のみ記載

4．認定の基準

4-1．環境に関する基準

(1)原料として古紙の配合率が製品全体の重量比で５０％（とじこみ用品のとじ具、補充用の消耗部品などを除く）以上であり、かつ、以下の要件を満たすこと。
板紙を使用するものは、原料として板紙の古紙配合率が９０％以上であること。
紙を使用するものは、原料として紙の古紙配合率が５０％以上であること。
「ノート」および「けい紙・起案用紙」は、原料として紙の古紙配合率が７０％以上であること。
とじこみ用品などにあっては、段ボールを使用するものは、原料として段ボールの古紙配合率が１００％であること。

(2)紙以外の材料を使用する製品にあっては、紙材料が、付加された材料を含む製品全体の７０％以上（重量割合）であること。

(3)紙および板紙にあっては、塗工量が両面で３０ｇ／㎡以下であること。

(4)非塗工の紙および板紙を使用する製品は、紙および板紙の白色度が７０％程度以下であること。
ただし、「日本標準商品分類」に分類される「画用紙類」、「慶弔袋および金封」、「かけ紙及びのし袋」および「書道用紙」は、本項目を除外する。

(5)蛍光増白剤は過剰な使用のないこと。
帳簿類にあっては、蛍光増白剤の使用のないこと。

(6)製造にあたって、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定などを遵守していること。

(7)製品は使用後、紙以外の材料分別が可能なものであること。
紙材料は、禁忌品を含んでいないこと。
紙以外の材料は、難分解性物質の過剰な使用のないこと。規制物質等は使用のないこと。
製品は、廃棄処理時の負荷低減に配慮されていること。

(8)廃棄物を増加させることになる商品（いわゆる使い捨て商品）でないこと。

(9)製品の包装は、省資源化、リサイクルの容易さ、焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。

4-2．品質に関する基準

(1)品質および安全性については、該当する日本工業規格などの品質基準に適合していること。

紙製の事務用品　環境に関する基準(1)(2)(3)(4)及び(5)に関する表

		基　準　値	備　　考
製品の古紙配合率		製品全体の重量比で50%以上	
紙材料の使用率		製品全体の重量比で70%以上	
紙	古紙配合率	50%以上 ただし、ノート、けい紙・起案用紙は70%以上	
	白　色　度	70%程度以下	非塗工の紙および板紙に適用。ただし、画用紙類などは不適用。
	塗　工　量	30g/㎡以下（両面）	
板紙	古紙配合率	90%以上	
	白　色　度	70%程度以下	非塗工の紙および板紙に適用。ただし、画用紙類などは不適用。
	塗　工　量	30g/㎡以下（両面）	
段ボール	古紙配合率	１００%	とじこみ用品などのみ適用
蛍光増白剤の使用		過剰な使用のないこと	帳簿類は使用のないこと

１９９８年8月３日　制定
１９９９年9月１日　改定　4-1.(4)「書道用紙」の追加
２００１年5月１日　改定　古紙配合率などの変更

本商品類型の認定基準は制定日より５年間を期限として、見直しを行い、必要に応じて認定基準の改定または商品類型の廃止を行います。

以上

エコマーク商品類型 No. 117

「複写機」

変更部分のみ記載

(財)日本環境協会
エコマーク事務局

3．用語の定義　（別表１～７の追加に伴い、追加）

：

低電力モード	：一定時間操作が行われなかった後、自動的に切り替えられ実現される低電力状態。
オフモード	：一定時間が経過した後、自動オフ機能によって電源を切った状態。
スリープモード	：低電力モードに移行後、引き続き出力動作が行われなかった場合、電源を切ることなしに自動的に切り替えられ連続的に実現される第二の低電力状態。
複写速度	：１分当たりの複写枚数(CPM) を単位とし、両面コピーは2枚と計算する。 大判複写機を除く複写機については、Ａ４サイズの用紙における複写速度とする。また、大判複写機については、当該機器の最大サイズの１分当たりの複写枚数を次のようにＡ４サイズの用紙の複写枚数に換算して複写速度を算定する。 ①Ａ２サイズの用紙は、複写枚数を４倍すること。 ②Ａ１サイズの用紙は、複写枚数を８倍すること。 ③Ａ０サイズの用紙は、複写枚数を１６倍すること。
両面コピー機能	：自動的に両面を複写または画像出力することができる機能とする。
画像再生速度	：あらかじめ設定された解像度において、１分当たりの白黒画像の出力枚数(ipm)を単位とし、両面の画像出力は2 枚と計算する。複写速度と印刷速度が異なる場合は、いずれか速いものを用いることにする。 一画像は、A4 サイズ又は8.5"×11"サイズの用紙に、各辺からの余白を1 インチ(2.54cm)、使用フォントを12 ポイント、行間を一行とした白黒画像とする。

4．認定の基準

4-1　環境に関する基準

(1)再生プラスチック部品または再使用プラスチック部品を使用していること。

：

(9)申込者は、機器利用者の依頼により、申込者のトナー容器等（トナーカートリッジを含む）を機器利用者の使用終了後に引き取り、再使用またはリサイクルすること。トナー容器等のうちで活用できない部品は、これを環境に調和した方法で処理・処分すること（エネルギー回収を含む)。

(10)両面コピーは国際エネルギースタープログラム[2)]（以後「エナジースター」と略記）に登録された時点の基準に適合すること。

(11)電力消費は「エナジースター」に登録された時点の基準に適合すること、および以下の①～④の基準に適合していること。

①複写機（毎分８６枚以上の複写が可能な構造のもの、大判機、複合機及びカラー複写機を除く）にあっては、別表１に示された区分毎の基準を上回らないこと（別表

１中「※」部分にあっては、別表２に示された区分毎の基準を満たすこと。)。
②大判機（複合機及び拡張性のあるデジタル複写機以外）にあっては、別表３に示された区分毎の基準を満たすこと。
③複合機にあっては、別表４（大判複合機にあっては別表５）に示された区分毎の基準を満たすこと。(出荷時に複写機能のみを有するものについては①の基準を適用する。)
④拡張性のあるデジタル複写機（モノクロ複写機以外）にあっては別表６、拡張性のある大判デジタル複写機にあっては別表７に示された区分毎の基準を満たすこと。

：

(18) 騒音の測定方法についてはＩＳＯ７７７９またはブルーエンジェルに従い、その値は別表８の範囲内であること。ただし、大判機（Ａ２版以上）の複写枚数はＡ４版に換算（エナジースターによる）してよいものとする。

：

５．認定基準への適合の証明方法

表１に示す各証明書を申込者（原料の場合は原料供給者）の有印文書として提出すること。なお各証明書は写しでも可とする。

(1)4-1-(1)は再生プラスチック部品または再使用プラスチック部品を使用していることの証明書を提出すること。（記入例、証１に相当するもの）

：

(9) 4-1-(9)は引き取り、再使用、リサイクルまたは環境に調和した処理・処分の体制が整備されていること（引き取りシステム、処理能力、処理内容など）の説明書を提出すること。（記入例、証９に相当するもの）

(10)4-1-(10)および(11)はエナジースターロゴ使用製品届出書（証１０）を提出すること。また、4-1- (11) は別表１～７に適合していることの証明書を提出すること。（記入例、証１０－１に相当するもの）

：

１９９９年１１月１５日　制定
２０００年１２月　１日　改定　4-1(18)を変更
２００１年　5月　１日　改定　4-1(9)～4-1(11)、5-9、5-10 を変更

本商品類型の認定基準は制定日より５年間を期限として、見直しを行い、必要に応じて認定基準の改定または商品類型の廃止を行います。

別表１　複写機に係る基準

複写速度(分当たりの複写枚数)	基準エネルギー消費効率			
	Ａ４機	Ｂ４機	Ａ３機	Ａ３Ｙ機
～１０	１２	※	１９	２７
１１～２０	※	※	５５	７７
２１～３０	※	８５	９９	１３９
３１～４０	８８	１０８	１２５	１７５
４１～５０	１２３	１５１	１８１	２４６
５１～６０	１４４	１７６	※	２８７
６１～７０	１８０	２２１	※	３９１
７１～８０	２００	２４６	※	４３３
８１～８５	２５８	３１７	※	４８３

備考）１　「Ａ４機」、「Ｂ４機」、「Ａ３機」、「Ａ３Ｙ機」とはそれぞれＡ４版の短辺、Ｂ４版の短辺、Ａ３版の短辺及びＡ３版の長辺を最大通紙幅とする複写機をいう。

２　エネルギー消費効率の算定法についてはエネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第４９号)に基づく通商産業省告示第193号(平成11年3月31日）の「３エネルギー消費効率の測定方法」による。

別表２　別表１の※印部分の数値

複写速度(CPM:1分当たりの複写枚数)	低電力モード消費電力	低電力モードへの移行時間	低電力モードからの復帰時間	オフモード消費電力	オフモードへの移行時間
0＜CPM≦ 20	－	－	－	≦ 5W	≦30分
20＜CPM≦ 44	≦3.85×CPM+5W	≦15分	≦30秒	≦15W	≦60分
44＜CPM	≦3.85×CPM+5W	≦15分	≦30秒(推奨)	≦20W	≦90分

別表３　大判複写機（複合機及び拡張性のあるデジタル複写機以外）に係る基準

複写速度(CPM:1分当たりのコピー枚数)	低電力モード消費電力	低電力モードへの移行時間	低電力モードからの復帰時間	オフモード消費電力	オフモードへの移行時間
0＜CPM≦ 40	－	－	－	≦10W	≦30分
40＜CPM	≦3.85×CPM+5W	≦15分	≦30秒(推奨)	≦20W	≦90分

別表４　複合機に係る基準（大判複合機を除く）

画像再生速度(IPM:1分当たりの出力枚数)	低電力モード消費電力	低電力モードからの復帰時間	ｽﾘｰﾌﾟﾓｰﾄﾞ消費電力	ｽﾘｰﾌﾟﾓｰﾄﾞへの移行時間
0＜IPM≦ 10	－	－	≦ 25W	≦ 15分
10＜IPM≦ 20	－	－	≦ 70W	≦ 30分
20＜IPM≦ 44	≦3.85×IPM+50W	≦30秒	≦ 80W	≦ 60分
44＜IPM≦100	≦3.85×IPM+50W	≦30秒(推奨)	≦ 95W	≦ 90分
100＜IPM	≦3.85×IPM+50W	≦30秒(推奨)	≦105W	≦120分

別表４において、低電力モードへの移行時間は15分にセットして出荷すること。

別表５　大判複合機に係る基準

画像再生速度(IPM:1分当たりの出力枚数)	低電力モード消費電力	低電力モードからの復帰時間	ｽﾘｰﾌﾟﾓｰﾄﾞ消費電力	ｽﾘｰﾌﾟﾓｰﾄﾞへの移行時間
0＜IPM≦ 40	－	－	≦ 70W	≦ 30分
40＜IPM	≦4.85×IPM+50W	≦30秒(推奨)	≦105W	≦ 90分

別表５において、低電力モードへの移行時間は15分にセットして出荷すること。

別表６　拡張性のあるデジタル複写機（モノクロ複写機以外）に係る基準（大判機を除く）

画像再生速度(IPM:1分当たりの出力枚数)	低電力モード消費電力	低電力モードからの復帰時間	オフモード消費電力	オフモードへの移行時間
0＜IPM≦ 10	－	－	≦ 5W	≦ 15分
10＜IPM≦ 20	－	－	≦ 5W	≦ 30分
20＜IPM≦ 44	≦3.85×IPM+5W	≦30秒	≦15W	≦ 60分
44＜IPM≦100	≦3.85×IPM+5W	≦30秒(推奨)	≦20W	≦ 90分
100＜IPM	≦3.85×IPM+5W	≦30秒(推奨)	≦20W	≦120分

別表６において、低電力モードへの移行時間は15分にセットして出荷すること。

別表７　拡張性のある大判デジタル複写機に係る基準

画像再生速度(IPM:1分当たりの出力枚数)	低電力モード消費電力	低電力モードからの復帰時間	オフモード消費電力	オフモードへの移行時間
0＜IPM≦ 40	－	－	≦ 65W	≦30分
40＜IPM	≦4.85×IPM+45W	－	≦100W	≦90分

別表７において、低電力モードへの移行時間は 15 分にセットして出荷すること。

別表２～７に関する備考）

1　消費電力の測定方法についてはエナジースター運用細則　別表第２による。

2　低電力モードの消費電力が常にオフモード又はスリープモードの消費電力を満たす場合は、オフモード又はスリープモードを備える必要はない。

別表８　騒音の基準値

複写時	≦３０枚／分	≦６３(６６)dB(A)
	≦５０枚／分	≦６８(７１)dB(A)
	≦７０枚／分	≦７５(７８)dB(A)
待機時	≦３０枚／分	≦４０(４０)dB(A)
	≦５０枚／分	測定不要(測定不要)
	≦７０枚／分	測定不要(測定不要)

（　）はブルーエンジェルの値

：

解　説　　「複写機」商品認定基準

２００１年5月1日　改定

４．認定の基準について

：

D　使用消費段階

◇ Ｄ－１　（資源の消費）

本項目では以下の点が検討された。

(1)再生紙が使用可能であること (2)トナー容器等再使用可能であること (3)両面コピーが使用可能なこと

（１）は使用する「用紙」の観点から必要条件であるとされ、ブルーエンジェルに従い、少なくとも１種類は、「古紙１００％配合率の再生紙」が使用可能なこととした。

（２）はトナーを回収することに意義があるとして、「回収システム」があることとした。また、グリーン購入法の施行に合わせ、その記述を認定基準「パーソナルコンピュータ」に合わせることとした。

（３）は、エナジースターに適合することとした。

◇ Ｄ－２　（地球温暖化影響物質の排出）

本項目では以下の点が検討された。

(1)省エネルギー設計であること (2)低電力消費であること（エナジースターに準拠）

（１）～（２）については、地球温暖化影響物質の排出として、省エネルギー設計および低電力消費であることが必要とされ、「エナジースターに適合している」という記述で、基準を策定する項目として選定された。

また、グリーン購入法の施行に合わせ、グリーン購入法に基づく特定調達品目の判断の基準をベースにした「別表１～７に適合すること」を追加した。ただし、基準エネルギー消費効率の値については、将来的に議論して数値を検討するものとする。

：

各証明書記入例

証９　使用終了後の機器の引き取り・再使用またはリサイクルの説明書

以下の引き取りシステムを構築しています。 （引き取りシステム、処理能力、処理内容など）

証１０－１　基準エネルギー消費効率および低電力消費の証明書

１．複写機（毎分８６枚以上の複写が可能な構造のもの、大判機、複合機及びカラー複写機を除く）の場合

別表１　複写機に係る基準

	複写速度(分当たりの複写枚数ＣＰＭ)	基準エネルギー消費効率　（Wh）			
		Ａ４機	Ｂ４機	Ａ３機	Ａ３Ｙ機
基準値	～１０	１２	※	１９	２７
	１１～２０	※	※	５５	７７
	２１～３０	※	８５	９９	１３９
	３１～４０	８８	１０８	１２５	１７５
	４１～５０	１２３	１５１	１８１	２４６
	５１～６０	１４４	１７６	※	２８７
	６１～７０	１８０	２２１	※	３９１
	７１～８０	２００	２４６	※	４３３
	８１～８５	２５８	３１７	※	４８３
実測値	３０　CPM	別表2／　Wh	別表2／　Wh	別表2／　Wh	Wh

別表２　別表１の※印部分の数値

	複写速度(CPM:1分当たりの複写枚数)	低電力モード消費電力	低電力ﾓｰﾄﾞへの移行時間	低電力ﾓｰﾄﾞからの復帰時間	オフモード消費電力	オフモードへの移行時間
基準値	0＜CPM≦ 20	－	－	－	≦ 5W	≦30分
	20＜CPM≦ 44	≦3.85×CPM+5W	≦15分	≦30秒	≦15W	≦60分
	44＜CPM	≦3.85×CPM+5W	≦15分	≦30秒(推奨)	≦20W	≦90分
実測値	３０　CPM	１００　W	１０ 分	２０　秒	10W	60分

２．大判機（複合機及び拡張性のあるデジタル複写機以外）の場合

別表３　大判複写機（複合機及び拡張性のあるデジタル複写機以外）に係る基準

	複写速度(CPM:1分当たりのコピー枚数)	低電力モード消費電力	低電力ﾓｰﾄﾞへの移行時間	低電力ﾓｰﾄﾞからの復帰時間	オフモード消費電力	オフモードへの移行時間
基準値	0＜CPM≦ 40	－	－	－	≦10W	≦30分
	40＜CPM	≦3.85×CPM+5W	≦15分	≦30秒(推奨)	≦20W	≦90分
実測値	CPM	W	分	秒	W	分

３．複合機の場合（大判複合機を除く）

別表４　複合機に係る基準（大判複合機を除く）

	画像再生速度(IPM:1分当たりの出力枚数)	低電力モード消費電力	低電力モードからの復帰時間	ｽﾘｰﾌﾟﾓｰﾄﾞ消費電力	ｽﾘｰﾌﾟﾓｰﾄﾞへの移行時間
基準値	0＜IPM≦ 10	－	－	≦ 25W	≦ 15分
	10＜IPM≦ 20	－	－	≦ 70W	≦ 30分
	20＜IPM≦ 44	≦3.85×IPM+50W	≦30秒	≦ 80W	≦ 60分
	44＜IPM≦100	≦3.85×IPM+50W	≦30秒(推奨)	≦ 95W	≦ 90分
	100＜IPM	≦3.85×IPM+50W	≦30秒(推奨)	≦105W	≦120分
実測値	IPM	W	秒	W	分

別表４において、低電力モードへの移行時間は15分にセットして出荷すること。

４．大判複合機の場合

別表５　大判複合機に係る基準

	画像再生速度(IPM:1分当たりの出力枚数)	低電力モード消費電力	低電力モードからの復帰時間	ｽﾘｰﾌﾟﾓｰﾄﾞ消費電力	ｽﾘｰﾌﾟﾓｰﾄﾞへの移行時間
基準値	0＜IPM≦ 40	－	－	≦ 70W	≦ 30分
	40＜IPM	≦4.85×IPM+50W	≦30秒(推奨)	≦105W	≦ 90分
実測値	IPM	W	秒	W	分

別表５において、低電力モードへの移行時間は15分にセットして出荷すること。

５．拡張性のあるデジタル複写機（モノクロ複写機以外）の場合

別表６　拡張性のあるデジタル複写機（モノクロ複写機以外）に係る基準（大判機を除く）

	画像再生速度(IPM:1分当たりの出力枚数)	低電力モード消費電力	低電力モードからの復帰時間	オフモード消費電力	オフモードへの移行時間
基準値	0＜IPM≦ 10	－	－	≦ 5W	≦ 15分
	10＜IPM≦ 20	－	－	≦ 5W	≦ 30分
	20＜IPM≦ 44	≦3.85×IPM+5W	≦30秒	≦15W	≦ 60分
	44＜IPM≦100	≦3.85×IPM+5W	≦30秒(推奨)	≦20W	≦ 90分
	100＜IPM	≦3.85×IPM+5W	≦30秒(推奨)	≦20W	≦120分
実測値	IPM	W	秒	W	分

別表６において、低電力モードへの移行時間は15分にセットして出荷すること。

６．拡張性のある大判デジタル複写機の場合

別表７　拡張性のある大判デジタル複写機に係る基準

	画像再生速度(IPM:1分当たりの出力枚数)	低電力モード消費電力	低電力モードからの復帰時間	オフモード消費電力	オフモードへの移行時間
基準値	0＜IPM≦ 40	－	－	≦ 65W	≦30分
	40＜IPM	≦4.85×IPM+45W	－	≦100W	≦90分
実測値	IPM	W	－	W	分

別表７において、低電力モードへの移行時間は15分にセットして出荷すること。

以上

エコマーク商品類型Ｎｏ．１１９

「パーソナルコンピュータ」

（財）日本環境協会
エコマーク事務局

変更部分のみ記載

4．　認定の基準

4-1.　環境に関する基準

A.本体（デスクトップ型ＰＣ）

A-2.回収・リサイクルシステム

(9)**申込者は、機器利用者の依頼により、申込者のエコマーク認定機器を、機器利用者の使用終了後に引き取り、再使用またはリサイクルすること。**機器利用者とは事業者をさし、当面、個人については本項目を適用しない。
機器のうちで活用できない部分は、これを環境に調和した方法で処理・処分すること（エネルギー回収を含む）。申込者は、使用終了後の引き取りの際に再使用・リサイクル・環境に調和した処理・処分に際して不適切な改造がなされた機器について、引き取りを拒否することができる。

A-4.エネルギー消費

(20)**本体は、その機器をエコマークに申込む時点の「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」に定める「自動車、家電・ＯＡ機器に関する判断基準（省エネ基準）」**を元に作成した別表３の基準値を上回らないこと。

Ｅ．ノート型ＰＣ

Ｅ-4.エネルギー消費

(20)**ノート型ＰＣは、その機器をエコマークに申込む時点の「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」に定める「自動車、家電・ＯＡ機器に関する判断基準（省エネ基準）」**を元に作成した別表３の基準値を上回らないこと。

Ｆ.取扱説明書

(35)**製品と共に提供される申込機器の取扱説明書（ユーザーマニュアル）の用紙は、**その機器をエコマークに申込む時点の**エコマーク認定基準「印刷用紙」を満たしていること（エコマーク認定紙でなくてもよい)。**

Ｇ.包装材（申込者の責任において発行されない基本ソフトの取扱説明書、CD-ROM**ケースなどは対象外とする。）**

(36)**包装に使用されるプラスチック材料は、ＩＳＯ１１４６９に沿って材質表示されていること。**ただし､「容器包装識別表示等検討委員会報告書（平成１２年7月通商産業省)」における識別マークに関する「無地の容器包装への対応」「表示スペース等の物理的制約がある容器包装への対応」「多重容器包装等における表示の要件と表記方法」「社名･ブランド名等が印刷された包装への対応」「輸入品への対応」に準拠して、材質表示を省略することができるものとする。

H．一体型ＰＣ

H-4.エネルギー消費

(20)一体型ＰＣは、その機器をエコマークに申込む時点の「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」に定める「自動車、家電・ＯＡ機器に関する判断基準（省エネ基準）」を元に作成した別表３の基準値を上回らないこと。

５．認定基準への適合の証明方法（Ａ～Ｈ共通）

(4)認定基準4-1.(3)については、機器利用者の依頼に応じて修理を行うことに関する証明書を提出すること。体制が整備されていること（処理能力、基準に定める情報提供内容など）などを明記した取扱説明書などを提出すること。

２０００年　9月１０日　制定
２０００年１２月　１日　改定（一体型ＰＣの追加）
２００１年　5月　１日　改定（エネルギー消費および包装材の改定）

本商品類型の認定基準は制定日より５年を期限として、見直しを行い、必要に応じて認定基準の改定または商品類型の廃止を行います。

別表3　　　　4-1.(20)に規程する基準値

区　　分			基準エネルギー消費効率
パーソナルコンピュータの種別	入出力用信号伝送路の本数	主記憶容量	
サーバ型パーソナルコンピュータ	32本以上		21
	16本以上32本未満		3.6
	8本以上16本未満	16ギガバイト以上	2
		4ギガバイト以上16ギガバイト未満	2
		4ギガバイト未満	1.4
	4本以上8本未満	16ギガバイト以上	1.8
		4ギガバイト以上16ギガバイト未満	0.41
		4ギガバイト未満	0.41
	4本未満	16ギガバイト以上	1.8
		4ギガバイト以上16ギガバイト未満	0.41
		2ギガバイト以上4ギガバイト未満	0.29
		2ギガバイト未満	0.28
クライアント型パーソナルコンピュータのうち電池駆動型以外のもの	2本以上4本未満	2ギガバイト以上4ギガバイト未満	0.19
		1ギガバイト以上2ギガバイト未満	0.19
		1ギガバイト未満	0.16
	2本未満	2ギガバイト以上4ギガバイト未満	0.19
		1ギガバイト以上2ギガバイト未満	0.12
		1ギガバイト未満	0.043
クライアント型パーソナルコンピュータのうち電池駆動型のもの			0.0065

注：２０００年１２月１日認定基準の別表３VD１２２４３、Part１、30／42表２：熱可塑性プラスチックの適合性［49；67］は、別表４となります。

以上

平成１２年９月10日

E　廃棄段階

◇E－８（有害物質等の使用・排出）

本項目では以下の点が検討された。

(1)プリント基板は、ＰＢＢ、ＰＢＤＥおよび塩化パラフィンを処方構成成分として添加していないこと (2)プラスチック類は、ＰＢＢ、ＰＢＤＥおよび塩化パラフィンを処方構成成分として添加していないこと (3)プラスチック類は、ｶﾄﾞﾐｳﾑ、鉛を処方構成成分として添加していないこと (4)プラスチック類は、発がん性物質、変異原性、生殖毒性物質を添加していないこと (5)電池は、カドミウム、鉛および水銀を処方構成成分として添加していないこと (6)プラスチック類（包装に使用されるプラスチック材料を含む）は、ハロゲンを含むポリマおよび有機ハロゲン化合物を処方構成成分として添加していないこと (7)ディスプレイ（LCD）固有の部品は、ＩＡＲＣの発がん性物質に分類されている物質（レベル１、２Ａ、２Ｂ）またはＭＡＫリストの発がん性物質(１､２または３)を処方構成成分として添加していないこと。ただし、水銀と水銀化合物を除く。

化学物質は、ＰＣへの含有、製造時使用・排出・発生など様々な形で関与する。

含有については、製品そのものがもつ環境負荷であり、機器の対象部位、対象物質と含有レベルを規定した。基本的には、商品製造時に添加を認めないこととして、基準を策定する項目として選定された。

（１）、（２）および（６）については、ポリ塩化ビニールおよびポリ塩化ビニリデン、臭素系難燃剤などの含有と燃焼廃棄時のダイオキシンの発生との関係があげられる。検討の結果、防火安全性能の維持を考慮しつつ、有害物質の発生を極力回避するため、基準を策定する項目として選定された。ＰＶＣの使用制限については、被膜、ケーブル類など微小部品に使用されている可能性がある。これらは汎用性のある代替品がないため、現時点では基準として策定しないこととされた。

なお、有害物質を使用するものであっても、回収を行っている場合は含有・使用を制限する必要はないという意見があげられた。

（7）については、製造プロセスにおける消泡剤(As_2O_3)の添加に関して、以下のとおり整理した。

１．消泡という製品の製造プロセス上で用いられるものである（ガラスの原料ではない）

２．加熱により分離している

ことから、「製造プロセス上、不可避的に混入する不純物成分」として扱うものであると判断し、エコマーク認定基準に不適合となるものではない。

Ｆ　リサイクル段階

◇Ｆ－１（資源の消費）

本項目では以下の点が検討された。

> リサイクル設計・長期使用
> (1)「再生資源の利用の促進等に資するための製品設計における事前評価マニュアル作成のガイドライン」を参考に作成した添付１「機器のリサイクルに適した設計」に適合すること
> (2) 包装材は、「再生資源の利用の促進等に資するための製品設計における事前評価マニュアル作成のガイドライン」に適合すること
>
> プラスチック材料・電池
> (3) プラスチック製部品は、一つのホモポリマまたはコポリマから作ること
> (4) プラスチック製筐体部品は、２種類以下の互いに分離可能なポリマまたはポリマブレンドにより構成すること
> (5) プラスチック製大型筐体部品は、プラスチック材料としてリサイクルできるように構成されていること
> (6) 電池は、機器利用者が交換または取り外し可能であること。機器利用者による取り外しを想定しない電池は、交換または取り外し可能であること。
>
> 回収・リサイクルシステム
> (7) 機器の引き取り、再使用またはリサイクル
> (8) 電池の引き取り、再使用またはリサイクル
>
> 材質表示
> (9) プラスチック部品は、ＩＳＯ１１４６９による材質表示を施すこと
> (10)電池は、電池工業会小型充電式電池の識別表示ガイドラインに従って材質表示をしていること
> (11)包装に使用されるプラスチックは、ＩＳＯ１１４６９に沿って材質表示をしていること

（中略）

回収・リサイクルシステム

（７）および（８）については、「使用済みコンピュータの回収・処理・リサイクルの状況に関する調査報告書　JEIDA」によると、本類型の対象であるパソコンは、平成１３年度に約７万ｔ発生し、平成１５年度には約１３万ｔ、その後も同程度発生すると予想されていることから、使用済みの機器を回収・再使用・リサイクルすることが重要な課題となってくる。

また、ＰＣには重金属などの有害物質が使用されており、循環利用することで、環境中にこれらの物質を放出しないことも併せて重要である。有害物質を使用しなければならない製品があった場合、引き取り、再使用・リサイクル体制をあらかじめ組んでおくことが期待される。

したがって、基準を策定する項目として選定された。

なお、本項目への適合は、申込者以外への事業者委託を含めてよい。

回収については、ブルーエンジェルにおいても基準として規定されている。

日本国内では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により一般廃棄物とされる機器

の引き取りには市町村長の許可が必要なこと、有償での買い取りはコスト的に体制を組むことが難しいことなどの事情がある。このため、当初の認定基準案では、事業系パソコンの回収に限定し、産業廃棄物となる機器の引き取りを条件とし、一般廃棄物となる機器については、その引き取り、再使用・リサイクルに関する法制度の整備の見通しが立っていなかったため、エコマーク審査委員会の判断により本基準を適用できることとした。しかし、認定基準案の公表後、通商産業省は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」において、パソコンを指定再資源化製品とする検討を始めた。そこで、本項目は、産業廃棄物となる機器の引き取りについては認定基準案のとおり基準とし、一般廃棄物となる機器の引き取りについては、法制度の施行後、本基準を一部改定した上で対応することとした。以上の経緯の後、２０００年１２月に「資源の有効な利用の促進に関する法律に基づくパーソナルコンピュータの３R推進のための方策について」において、家庭系使用済みパソコン製品を含めた廃棄物処理法上の方策等所要の規程の整備を進め、平成１４年度中に引き取りに関する方策を導入するという予定が明示された。これに基づき、本基準では「当面、個人については本項目を適用せずに審査する」こととした。**なお、本商品類型では回収費用について規定を設けない。**

また、ブルーエンジェルでは引き取り所に関する規定を設けているが、回収・再使用・リサイクルの体制整備は、引き取り所持ち込みに限定する必要がなく、各地域の事情により設定されるべきものであることから、相互認証の検討においても問題はないと判断し、基準を策定しないこととした。

以上

紙製品基準案への意見と回答

No	意見箇所	意見内容	回答
1	情報用紙 4-1.(1)	地球環境への負荷を科学的視点で見ると古紙１００％品は、必ずしも環境負荷が少ないとは言えない。二酸化炭素排出を増加させ、地球温暖化を促進する。上質紙に代表される白い紙（ＰＰＣを含む）は、木材から生産すると燃料にリグニンを使え、バイオマスエネルギーとしてまかなえる。これは古紙の場合と３０％程度の違いとなる。 古紙１００％品を推奨することは、このような地球温暖化を助長することになりますがどのようにお考えか？本件の詳細は「紙パルプ技術タイムス１９９４年１２月号（紙業タイムス社）」に日本木材学会の記事で触れられています。	PPC用紙の認定基準古紙配合率１００％への改定については、二酸化炭素排出の面では環境負荷の増大が知見として得られていますが、二酸化炭素排出と廃棄物削減のトレードオフとなっています。エコマーク類型・基準制定委員会で審議の結果､他の公的基準との整合を図る原則に基づき、原案のとおりとします。
2	情報用紙 4-1.(1)	古紙１００％の製品のみを環境配慮商品として推奨することは、原料としての国内古紙の枯渇をまねき、需給に応える供給や経済活動に支障をきたすことになりかねない。バージンパルプとのバランスが不可欠である。こうした観点から、ある程度幅を持った「古紙７０％以上」は支持できる。 低級古紙の利用を可能とする技術開発は当然であるが、ＰＰＣ用紙の古紙配合率を１００％に絞ることに十分な検討、配慮をお願いする。	ワーキンググループおよびエコマーク類型・基準制定委員会において､マーケットシェアなどのデータをもとに検討を行いましたが､入手データでは古紙の需給を判断することは困難でした。そこで、エコマーク類型・基準制定委員会での審議の結果、他の公的基準との整合を図る原則に基づき､原案の通り改定を行いますが､今後､古紙配合率については科学的知見を検討し、次回見直し時に再検討します。
3	情報用紙 4-1.(1)	グリーン購入法の判断基準は、一顧客としての基準を示したものと言えます。エコマークは「平成１２年度消費者意識調査　エコマークと消費者意識調査（エコマーク事務局発行）」に述べられているように「より広範な広がりを持って、日本の環境配慮商品の先頭に立ち、環境商品市場を引っ張っていく」ものと認識しております。 消費者による商品選択を促すことにより環境商品市場を育成し、企業の環境配慮活動を活発化させることがエコマークの狙いならば、認定基準は、現行のようにある程度幅のあるものが望ましい。	エコマークの対象となる商品の要件として「その商品の製造、使用、廃棄等による環境への負荷が、他の同様の商品と比較して相対的に少ないこと」があります。ご意見にも述べられているとおり、環境商品市場を育成するために市場をリードする商品の具体的な基準として、エコマーク類型・基準制定委員会に関する諸ガイドラインおよび原則に基づき、エコマーク類型・基準制定委員会で審議の結果、原案のとおりとします。
4	情報用紙 4-1.(1)の解説	古紙配合率１００％とした根拠が見あたりません。また、解説にあるように未だ整理されていない問題があるように見受けられます。 このような状態で、改定の根拠も不明なままに改定が行われることについて、今ひとつ理解に至りません。また規程として「制定日より５年を期限として見直しを行う」事になっているようですが、今回の見直し期限の１年半後です。このような時期に根拠不明のまま改定されることについても理解に至りません。	意見No.2で述べたとおりです。見直しの期限については､最大で5年以内に見直しを行う旨を明記しており､今回の見直しについてはエコマーク類型・基準制定委員会の承認を得ており､他の公的基準との整合を図るために改定します。
5	情報用紙 マーク表示	多大なコストがかかることも企業活動の現実です。認定基準の改定にあたっては、こうした点もご理解いただき一層の配慮をお願い申し上げます。 グリーン購入法による国等の物品調達については、固有のマーク表示は必要ありませんが、エコマーク認定基準の改定には商品へのマーク表示やその除去が伴います。このことに関するエコマーク事業におけるご配慮は存じ上げており、感謝申し上げます。	参考とするべきご意見として承りました。認定基準改定後においても、各エコマーク認定商品のエコマーク使用契約満了までのエコマーク使用は可能です。また、エコマーク使用契約満了後については、エコマークのてびき等でお知らせしているとおり「基準改定時の契約業務に関する規程」に則った対処があり、消費者への混乱回避と申込者の立場に配慮するよう努めています。
6	情報用紙 4-1.(1)	認定基準の対象として、原料としての植林材の活用をお採り上げ頂くことを一層ご議論いただき基準化をご検討下さいますようこの機会に申し上げます。	参考とするべきご意見として承りました。次回見直し時に合わせて検討します。
7	情報用紙 4-1.(1)	エコマークは一部の環境への偏りを持った企業や市民の規範ではなく、社会一般の人たちが環境を考えた購入をするときの目安になるものとすれば、より生産の方向を変える力となります。しかし、回収して再生される用紙が１００％古紙ばかりとすると、上質古紙を増加するか、純パルプを加える必要がでます。 率先して１００％を使っていく事はよいとしても、エコラベル基準に１００％は適切でないと考えます。限界まで古紙配合率を上げた基準にするときは、もっと慎重に検討して行うべきです。	意見No.3で述べたとおりです。

8	情報用紙 4-1.(1)	１００％にこだわると、質のいい古紙ばかりを製紙メーカーが求めるようになる可能性を懸念します。薬品使用量も古紙１００％にこだわると増加するのではないか。 必ずしも古紙１００％でなくともいいのではないか。古紙８０％くらいでもいいのではないか。	PPC用紙の古紙配合率については、ワーキンググループおよびエコマーク類型・基準制定委員会で審議した結果、古紙配合率を７０％に据え置くことに関する科学的根拠が不明確であることから、他の公的基準との整合を図る原則に基づき、原案のとおり古紙配合率を１００％に改定することになりました。なお、８０％、９０％という数値についても７０％と同様に、設定するための科学的根拠が不足していると判断されました。
9	情報用紙 解説A.資源採取(3)	持続可能な森林経営がなされている森林からのチップが少ないと思われるので、重要である。古紙＋間伐材、あるいは建築廃材、古材、持続可能な森林経営がなされた森林からのチップのみにエコマークを付けてほしい。	参考とするべきご意見として承りました。次回見直し時に合わせて検討します。
10	情報用紙 解説A.資源採取(4)	非木材紙が必ずしも環境配慮型とはいえないため、安易にエコマークを付けるのはいかがか。非木材紙においては、近隣の大量余剰な製紙原料（竹、バナナの皮、サトウキビのカス、古布、わらなど）があり、環境に配慮した製紙をする場合に限り環境配慮型商品と思われる。 森林伐採し、非木材パルプをとるための植物を植えた畑もあると指摘されており、海外から輸入して紙製品にしている場合、エコマークの対象外とするべき。	参考とするべきご意見として承りました。次回見直し時に合わせて検討します。
11	印刷用紙 4-1.(5)	蛍光増白剤は必須ではない。数紙の新聞を比較した。素人目に違いはわからなかった。写真などの美しさで紙面を競うより、内容で競っていただきたい。元の紙に蛍光増白剤が含まれていると、古紙を原料とする紙にも移染するので、エコマークでは禁止いただきたい。紙ナプキンやこどものノート、ティッシュペーパーなどのように食品を包んだり、口に入る可能性のあるものを古紙で作られなくなります。	参考とするべきご意見として承りました。次回見直し時に合わせて検討します。
12	情報用紙 4-1.(1)	１００％という数値が先に決められ、その後で市場分析や検討を行うというのは疑問を感じます。急激に１００％に上げずとも、まず８０，９０％程度にアップすることの検討をして下さい。ほとんどのメーカーは１００％も、出しているので、その後はエコマークによって消費者の消費行動にどのように影響し、それが古紙の利用、回収、再利用にどのように影響を及ぼすかだと思います。	PPC用紙の古紙配合率については、ワーキンググループおよびエコマーク類型・基準制定委員会で審議した結果、古紙配合率を７０％に据え置くことに関する科学的根拠が不明確であることから、他の公的基準との整合を図る原則に基づき、原案のとおり古紙配合率を１００％に改定することになりました。なお、８０％、９０％という数値についても７０％と同様に、設定するための科学的根拠が不足していると判断されました。
13	情報用紙 4-1.(1)	１００％の上質古紙のＰＰＣ用紙より、７０％の市中回収古紙の方がより古紙循環によいと思う。 原料古紙の表示などの義務づけは検討しないのか？	古紙利用率全体を上げるべきと考えます。表示のあり方については、参考とすべきご意見として承りました。
14	印刷用紙 4-1.(1)	国内の人工林の荒廃が問題となっており、適正な育成のためにはある程度の木材需要が必要。現在のパルプは外材中心であるが、国内産のパルプ需要を喚起すべきと思われ、その可能性をある程度確保しておくことは重要。 単に古紙配合率を上げるだけでなく、適正な古紙配合率を維持することも考慮するべきである。	印刷用紙の古紙配合率を５０％から７０％に引き上げることについては、古紙利用の促進という観点から、エコマーク類型・基準制定委員会で審議され、エコマーク運営委員会で確立された原則に基づき、原案のとおりとします。

別添３

複写機基準案への意見と回答

No	意見箇所	意見内容	回答
1	4-1.(11)	グリーン購入法調達基準（コピー機）をそのままエコマーク認定基準（複写機）に適用するのではなく、代わりにエネルギースター基準の適用を求めます。 理由：①エコマーク事業実施要領に沿った「他の同様の商品と比較して環境負荷が相対的に少ない商品」を「消費者に推奨」することが規定されています。これを踏まえるとグリーン購入法などの他の目的を持った法律による基準値と必ずしも一致させる必要はなく、エコマークはエコマークの目的に添った基準値を独自に持つことが必要。 ②相互認証に向けた共通基準案は、世界で広く認知されている国際エネルギースタープログラムを採用することで合意されています。エコマークを国際的に通用するラベルに育成したいとする目標の達成が困難になります。 ③グリーン購入法は非常に変則的な基準です。消費者から見ても極めて複雑（不自然）であり、消費者全般を対象とするエコマーク基準として適当とは言えません。 ④グリーン購入法は調達率（目標量）を定めて運用されますが、一般消費者においては調達率という考え方はなく、「エコマーク」の有無がそのまま購入の判断基準として運用される場合が多く、結果的に消費者の選択肢を狭めてしまうという問題が生じます。	左記意見の中で、理由①、③および④として述べられている事項については、エコマークの複写機ＷＧ、類型・基準制定委員会およびエコマークの運営委員会において、これらの事項を含めて種々の議論がなされた。その結果として、エコマークニュースNo.25に公表しているように、エコマーク運営委員会において「国および国際機関が定めた関連する基準が制定・改定された場合のエコマーク認定基準改定の考え方」を原則として採用することとなった。すなわち、「国および国際機関等が定めた関連する基準（例えばグリーン購入法の判断基準、エナジースター、JISなど）が制定・改定された場合には、先ず、ワーキンググループで技術的・科学的内容や合理性・実現性等の検討をした後、エコマーク類型・基準制定委員会において、その基準等と同等もしくはそれ以上の内容となるよう、認定基準の整合をとるべく検討するものとする。」に基づいて、エコマーク類型・基準制定委員会において、認定基準公表案への意見について再審議した結果、原案のとおりとなった。 理由②で述べられている事項については、相互認証においても国毎の法規や社会体制、生活習慣等の違いにより、共通化されない部分は残ることとなる。
2	4-1.(11)	No.1の反対意見が採り入れられない場合にも、以下の理由により、基準改定にあたり１年間の事前予告と、少なくとも３年間の猶予期間の設定、並びに対象範囲の限定をお願いいたします。 理由：①現行エコマーク認定基準の発行は９９年１１月です。今、改定を行うとわずか１年足らずで基準が変わることとなる。短期間での変更は基準への信頼を下げ、また申込者・消費者の両方に混乱を招きます。特に製品開発期間・商品寿命ともに長い商品である複写機においては、この点が重要な問題となります。 ・エコマーク事業実施要領に記述されているように３～５年での基準見直し ・一度認定を受けた商品は、最初の申込時の基準で更新が可能、運用の１～２年前に改定基準を提示し企業の対応を促すような技術面・経済面の配慮をお願いします。 ②グリーン購入法には別表として複合機などそれぞれの基準値が設定されている。エコマークにおいては別表１で一括判断してしまうということになっており、実態を無視した判断といわざるを得ない。従って、グリーン購入法との整合性を十分にとるべきものと考えます。 ・省エネ法と整合させることを重視するのであれば、基準値を２００６年目標に向けて段階的にステップアップすることをお願いします。・省エネ法と整合させることを重視するのであれば、基準値を２００６年目標に向けて段階的にステップアップすることをお願いします。	理由①の将来的に実施時期を予告する基準の導入については、上記「国および国際機関が定めた関連する基準が制定・改定された場合のエコマーク認定基準改定の考え方」の原則として採用された。これに基づいて、エコマーク類型・基準制定委員会で審議した結果、次回の基準見直し時に今回の提案を参考にしながら検討することとし、今回の改定は原案のとおり実施することとなった。 理由②の別表1の適用範囲については、ご指摘のとおり適用範囲の限定不記載のミスであり、、適用範囲を限定するよう修正記載した。

複写機基準案への意見と回答

3	4-1.(9)	グリーン購入法と同様、「使用済みトナーカートリッジの回収および再使用または再生利用システムがあり、再使用または再生利用されない部分については適正処分されるシステムがあること」という基準（もしくは同一主旨の表現）にすることが妥当です。 理由：①改定案は、機器利用者から依頼されたトナー容器などに限定しています。その結果として、機器利用者から依頼されないものについての引き取り・再使用・リサイクルなどの実施を問わないことになります。この限定は、PC認定基準の表現をそのまま採用したことに基づくと推察します。 PCの場合はともかく、複写機において機器利用者からの依頼があった場合に限定することは、時代の要請に逆行することになってしまいます。 ②グリーン購入法では回収などのシステムがあることとされており、その運用の程度は問われていないのに対し、エコマークでは引き取り・再使用・リサイクルなどを行うこととなっている点で要求事項が異なっています。しかし、エコマークの証明方法はそうした体制が整備されていることの説明書を要求することであり、実際に引き取り・再使用・リサイクルなどを行うことの証明を求めていません。実質的にはグリーン購入法と同じ事を要求しているものです。 エコマーク基準をグリーン購入法と同一にすることにより、要求事項と証明方法を一致させるべきです。	エコマーク事業における引き取り・再使用・リサイクルされるなどのシステム整備に関する認定基準は、システムの整備のみでは環境負荷の低減とならないため、引き取りなどの実行を要件としている。従って、原案のとおりとする。
4	全体	複写機業界におけるエコマークは、環境配慮製品制定における目安として定着しつつあります。エコマークは特定の環境側面に突出することなく、３Ｒを含めた幅広い環境配慮項目を十分に考慮した基準であり、第三者認証ということも含め、認定商品は環境配慮製品として常にトップであり続ける必要があると考えます。そのためには基準検討時に将来の技術動向、規制動向などを十分に踏まえた上でより高い目標を設定し、他の公的基準に連動する必要がない、確固たる基準を制定すべきであると考えます。 グリーン購入法の基準に連動させるのではなく、より積極的な基準制定を望みます。	参考とするべきご意見として承りました。本意見に関連するものとして、上記意見No.1への回答に述べたように、エコマークとしての対応の考え方が議論され原則として決定した。エコマークニュースでも公表している。
5	4-1.(11)	グリーン購入法基準値は、政府調達に影響が出ないよう省エネ法の基準値を満たさない製品は基準値自体を下げる、またはエネルギースター基準を適用するなど全く整合性のない基準となっています。このような変則的な基準をそのまま引用するべきではなく、エネルギー消費効率としてすべての速度区分に基準を設けるべきと考えます。 また、省エネ法基準値は１９９７年時点での技術レベルを基に制定されており、当時の基準値算出には除外規定が存在しました。現在はこれらの障害もクリアされ、速度区分によっては基準値自体が無意味である部分も存在します。 エネルギー消費効率で統一するべきと考えます。 この機会に、エネルギー消費効率の数値自体を再度見直し、エコマーク独自の積極性のある基準を新たに制定するべきと考えます。	本意見に関しては、省エネ法の基準値を採用することも議論されたが、現時点で認定商品が少なすぎる（目標値が高すぎる）として選定されなかった。また、エコマークとしてもむやみにダブルスタンダード化することは避けたいとの考え方もある。従って、原案のとおりとする。

別添４

エコマーク商品類型試案

「紙製の印刷物」（公表案）

（財）日本環境協会

エコマーク事務局

1. 環境的背景

１９８９年2月２８日に制定された商品類型 No.7「環境に関する雑誌・書籍」は、制定から１０年以上を経て、環境問題に関する社会的認識の高まりとともに、エコマーク事業における目的である「その商品を利用することにより、他の原因から生ずる環境への負荷を低減することができるなど環境保全に寄与する効果が大きいこと」を達するに至ったと考えられる。

また、印刷物については、古紙利用促進という理由から、特例として商品類型 No.107「印刷用紙」に基づく冊子類の認定として、または「エコマーク認定の印刷用紙を使用した冊子等へのエコマーク使用について」という無料のマーク使用手続きに基づき、エコマーク使用の許可を行ってきた。しかし、ライフサイクルの観点から総合的に評価する現エコマーク事業のもとでは、印刷物を審査するための認定基準を印刷用紙で扱うことに不十分な点が出てきた。海外のタイプＩ環境ラベルにおいても Printed Matter として独立して扱われている。

以上のことから、従来の印刷用紙の認定基準により印刷物を認定するやり方を改め、これに商品類型 No.7 の見直しを含めて新たに「紙製の印刷物」として商品類型を設けることとした。本商品類型は、対象商品数の多い紙製の印刷物について採り上げ、１９９６年より導入したライフサイクルの概念に則った見直しを行い、古紙の利用、有害物質の削減などの重要な観点からの検討も併せて行った。

2. 対　象

紙製の印刷物（総務省発行の「日本標準商品分類」に基づく「印刷物、フィルム、レコード及びその他の記録物」のうち、磁気カードやフィルムなど紙以外の記録物を除く）。ただし、エコマーク商品類型Ｎｏ．１１２「紙製の事務用品」において対象としている商品を除く。

3. 用語の定義

印　刷　物：印刷手段を用いて作られたものであって、(1)視覚的情報伝達を目的とするもの、(2)装飾・美術感を主目的とするもの、(3)特殊な機能を与えるもの、からなる。

印刷インキ　：経済産業省・化学工業統計年報に分類される印刷インキ。色料（顔料、染料）と媒質（油、樹脂、溶剤）を主要材料として、必要に応じて他の補助剤を混和または練り合わせたもので、原稿またはこれをもとにして作られた印刷版の画像を、印刷手段によって被印刷物表面に形成、固定する画像形成材料。

中　性　紙：紙の耐久性などを高めるために中性領域で製造された紙。

処方構成成分：製品に特性を付与する目的で、意図的に加えられる成分をいう。製造プロセス上、不可避的に混入する不純物成分は含まない。

4.　認定の基準

4-1.　環境に関する基準

(1) 印刷物に使用される用紙は、エコマーク認定基準 No.107「印刷用紙」を満たしていること（エコマーク認定紙でなくてもよい）。ただし、エコマーク認定基準 No.107「印刷用紙」が改定となった場合、エコマーク認定紙については、当該用紙のエコマーク使用契約満了まで本項目に適合するものとして扱う。

(2) 印刷物に使用される紙以外の材料（インキ、接着剤など）は、その処方構成成分において、ＰＲＴＲ法（化学物質管理促進法）における第 1 種指定化学物質もしくは第２種指定化学物質として指定されている物質の使用がなされている場合は、当該物質名と使用量を申込書に明記すること。且つ、印刷インキについては、以下の a.または b.に適合すること。

　a.　オフセット印刷インキは、エコマーク認定基準 No.102「オフセット印刷インキ」を満たしていること（エコマーク認定印刷インキでなくてもよい）。

　b.　オフセット印刷インキ以外の印刷インキは、エコマーク認定基準 No.102「オフセット印刷インキ」の「環境に関する基準」において(2)～(4)で定められた基準をすべて満たしていること。

(3) ハロゲン系元素で構成される樹脂の使用のないこと。

(4) 製造にあたって、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定などを遵守していること。

(5) 印刷物は、古紙リサイクルの阻害要因として別表１に定める材料の使用のないこと。

(6) 長期保存を目的とした書籍（別表２日本標準商品分類９２１３１）については、中性紙を使用していること。

(7) 読者に対して、リサイクルへの配慮に関する情報として、製品が使用済みとなった際に分離・分別やリサイクルを促す旨の表示を行っていること。

・表示例「本冊子はリサイクルに配慮して製本されています。本 冊子が不要となった際、回収・リサイクルに出しましょう。」

4-2.　品質に関する基準

(1) 印刷物の品質については、用途毎に定められている規格などがある場合は、その規格などにしたがうこと。また製造段階における品質管理が十分なされていること。

5.　認定基準への適合の証明方法

(1) 各基準への適合を証明する資料を、申込書に添付すること。また、申込む印刷物の現物もしくは見本を一部、申込書に添付すること。

(2) 認定基準 4-1.(1)については、エコマーク商品類型 No.107「印刷用紙」の「認定基準の適合方法」における証明方法にしたがうこと。ただし、エコマーク認定の印刷用紙を使用する場合は、当該用紙の「商品名」および「認定番号」を申込書に明記することで、基準への適合の証明に代えることができるものとする。

(3) 　認定基準 4-1.(2)a.については、エコマーク商品類型 No.102「オフセット印刷インキ」の「認定基準の適合方法」における証明方法にしたがうこと。ただし、エコマーク認定のインキを使用する場合は、当該インキの「商品名」および「認定番号」を申込書に明記することで、基準への

適合の証明に代えることができるものとする。

認定基準 4-1.(2)b.インキについては、インキ製造事業者の発行するインキ成分表もしくは製品安全データシート(MSDS)を提出すること。

（4）認定基準 4-1.(4)については、印刷工場および製本工場が立地している地域の環境法規などを申込時より過去 5 年間遵守し、違反などのないことについて、製品を製造する工場長の発行する自己証明書を提出すること。

（5）認定基準 4-1.(3)および(5)〜(7)については、エコマーク商品認定・使用申込書に具体的に説明記述すること。

（6）認定基準 4-1.(7)については、添付する申込印刷物の現物もしくは見本に、情報を明確に記載していること。

（7）認定基準 4-2.(1)については、該当する品質規格に適合していることの証明書を提出すること。または、製造段階における品質管理が十分なされていること、違反などのないことについて、製品を製造する工場長の発行する自己証明書を提出すること。

6. その他

（1）印刷された内容については、「著作権法」、「刑法」および出版業界自主規制などへの違反のないこと。

（2）商品の申込は、印刷物の発行者が行うこととする。

（3）商品の申込区分は申込法人名毎とし、且つ、日本標準商品分類「中分類９２：印刷物、フィルム、レコード及びその他の記録物」に基づく５桁分類毎とする（別表２参照）。

使用している用紙（古紙配合率）が異なる場合も同一申込として扱うことができるものとする。

（4）エコマーク商品認定・使用申込書のブランド名は、「○○株式会社の印刷物」とし、型式に実際の印刷物の名称を記載すること。（例　型式　「○○（株）△△ニュース」）

（5）エコマーク表示の付近に認定番号および「この印刷物は再生紙を使用し、エコマーク認定を受けています。印刷内容とエコマークは関係ありません。」などの表現を必ず併記すること。印刷された内容とエコマークは無関係であることが、利用者にわかるようにすること。本表現は、申込時に、エコマーク商品認定・使用申込書へ明記すること。

（6）マーク下段の表示は「古紙を利用した印刷物」とする。

（7）上記のマーク下段表示を補足するため、環境情報表示を行うことができるものとする。この場合、下記のとおり左揃えの３段表示を矩形枠で囲んだものとする。



(ポスターなどは「製本」を「印刷」)
(「中性紙」は書籍のみ)

別表１　4-1.(5)古紙リサイクルの阻害要因

①　印刷物中の禁忌品（ビニールコーティングである通称ＰＰ貼りを含む） （金物のうち「ホッチキス」を除く） ②　ホットメルト接着剤（水溶性ホットメルト接着剤を除く） ③　ＵＶインキ、発泡インキ、金・銀・パールインキ ④　インディアン紙 ⑤　立体印刷 ⑥　芳香付録品（芳香剤、香水、口紅など） 禁忌品：財団法人古紙再生促進センター規格「古紙標準品質規格」で禁忌品に指定されているもの

別表２　日本標準商品分類

分類番号	名称
92　1	**出版物**
92　11	**新聞（ニュース、その解説、評論を主な内容とし広告を含む。但し商業宣伝用の印刷物は除く。印刷方式は活版、特殊印刷たるを問わない。製本していないもの、但しニュース資料源として新聞社等に配付されるいわゆる通信類は、仮どめしてあっても製本とは見なさずに新聞として取扱う。）**
92　111	日刊一般紙
92　112	非日刊一般紙
92　113	日刊特殊紙
92　114	非日刊特殊紙
92　12	**雑誌及び新聞雑誌以外の定期刊行物(一定の誌名を有し原則として継続的に刊行されるもの。但し年一回以下のものは除く。印刷方式は活版、特殊印刷たるを問わない。)**
92　121	一般教養・総合誌
92　122	学術誌
92　123	文学及び美術誌
92　124	芸能・娯楽・スポーツ誌
92　125	経営・業界・産業誌
92　126	児童向雑誌
92　127	婦人・家庭向雑誌
92　128	学生向雑誌（受験準備誌を含む。）
92　129	その他の雑誌及び新聞雑誌以外の定期刊行物
92　13	**書籍及びパンフレット**
92　131	書籍（49 ページ以上のもの）
92　132	パンフレット（48 ページ以下のもの）
92　14	**地図及び図表（書籍及びパンフレットに含まれないもの）**
92　141	地図（統計図を除く。）
92　142	地図模型及び立体地図
92　143	地球儀及び天球儀
92　144	写真地図（測量用写真を含む。）
92　145	図表
92　146	表
92　15	**書画、楽譜等（書籍及びパンフレットに含まれないもの）**
92　151	書画の複製（絵葉書を除く。）
92　152	版画（複製品に限る。）
92　153	楽譜
92　154	催物のプログラム
92　155	カレンダー及び暦（広告用でないもの）ただし、「卓上カレンダー」はエコマーク商品類型 No.112「紙製の事務用品」で扱う

別表２　日本標準商品分類（つづき）

92　156	電話帳
92　159	その他の書画、楽譜等
92　19	**その他の出版物**
92　2	**出版印刷物**
92　21	**定期出版印刷物**
92　211	新聞用印刷物
92　212	雑誌用印刷物
92　219	その他の定期出版印刷物
92　22	**不定期出版印刷物**
92　221	書籍用印刷物
92　222	パンフレット（48 ページ以下のもの）
92　223	地図用印刷物
92　224	楽譜用印刷物
92　225	学習参考書用印刷物
92　226	ドリル用印刷物
92　229	その他の不定期出版印刷
92　3	**商業印刷物**
92　31	**宣伝用印刷物**
92　311	ポスター
92　312	パンフレット
92　313	カタログ
92　314	POP
92　315	カレンダー
92　319	その他の宣伝用印刷物
92　32	**業務用印刷物**
92　321	記念誌紙
92　322	報告書
92　323	名簿
92　324	使用書
92　325	社内報
92　329	その他の業務用印刷物（取扱説明書を含む）
92　33	**事務用印刷物（個々の官庁、会社その他各種経営体で用いる諸様式で、注文生産のもの。但し、既製印刷物は除く。）**
92　331	ビジネスフォーム印刷物
92　332	事務用品印刷物
92　34	**包装・特殊印刷物**
92　341	包装資材印刷物
92　342	特殊印刷物
92　39	**その他の商業印刷物**
92　4	**証券印刷物**
92　41	**一般証券印刷物**
92　411	金融証券
92　412	商品券
92　413	印紙、切手及び官製はがき
92　414	抽選券
92　415	通行券
92　419	その他の一般証券印刷物
92　521	紙製写真製品

２００１年　９月１日　制定予定

本商品類型の認定基準は制定日より５年を期限として、見直しを行い、必要に応じて認定基準の改定または商品類型の廃止を行います。

解　説　「紙製の印刷物」商品認定基準（案）

２００１年9月１日制定予定

１．環境的背景の補足

印刷物である書籍の発行状況は、１９９９年において、新刊の発行点数が約6万5，000点、発行部数が約4億2，000万冊となっている。雑誌については１９９９年において、発行銘柄数が約3，４００点、発行部数が約４８億2，０００万冊である。同年における雑誌の発行部数の内訳を見ると、月刊誌が約３１億冊（６４．３%）であり、週刊誌が約１７億2，０００万冊（３５．７%）であった。（数字は（社）全国出版協会・出版科学研究所　「出版月報」より）

１９９８年における出荷額で見た場合、日刊新聞紙、書籍、そして雑誌・定期刊行物はそれぞれ約１兆円、その他の出版物が2，１００億円、平版（オフセット）印刷物が約4兆9，０００億円、凹版（グラビア）印刷物が約3，５００億円、そして凸版（活版）印刷物が約5，８００億円という状況であった。（１９９８年　工業統計表より，金額は従業者４人以上の事業所　全国計）

書籍については、利用後（読後）は古本市場に回るか、そのまま本棚へストックされるというルートがあるために、廃棄・再生処理にどれだけの量が回るのかということについては、把握が困難となっている。

なお、ホットメルト糊の使用やラミネート加工による表面光沢処理、禁忌品の混入は、リサイクルの阻害要因となる。雑誌については、現在は通常の古紙の処理ルートに乗って処理することが可能となっているが、書籍の場合と同様にホットメルト糊の使用や禁忌品の混入がある場合の他、ＣＤなど付録が付いた複合雑誌などは、やはりリサイクルの阻害要因となっている。

これら印刷物における古紙の利用率（製紙原料における古紙の割合）については、印刷用紙として平均で約１８%の低水準に留まっており、今後の利用率向上が望まれるところである。

２．対象について

名刺、卓上カレンダー、シール・ラベルおよび事務用印刷物などについては、日本標準商品分類に基づき「紙製の事務用品」で扱う。包装紙およびショッピングバッグについては、「包装用の用紙」などの商品類型で扱う。

対象については、紙以外の媒体として、例えば電子媒体についても検討を行うべきではないかとの意見が出された。しかし、範囲を広げすぎると検討が難しいとの指摘がなされ、古紙の利用促進を優先課題とする観点から、今回の商品類型は「紙製」の媒体に対象を限定することとなった。

印刷物として、コピーも含めるべきではないかとの意見が出された。しかし、印刷インキの分類には、トナーおよびインクジェットインキが入らないこと、そして特に印刷会社などを通さずに通常のコピー機などを利用して印刷されるものは、印刷時の管理を客観的に検証することが難しいという理由から、コピーによる印刷物は扱わないこととなった。

３．用語の定義について

印刷インキについては定義が見あたらないため、印刷インキ工業会の意見を参考に作成した。

４．認定の基準について

４－１　環境に関する基準の策定の経緯

基準の設定にあたっては、「商品ライフステージ環境負荷項目選定表」を用い、環境の観点から商品のライフサイクル全体にわたる環境負荷を考慮した上で、認定基準を設定

するに際し重要と考えられる負荷項目が選定され、それらの項目について定性的または定量的な基準が策定される。

商品類型「紙製の印刷物」において考慮された環境負荷項目は「商品ライフステージ環境負荷項目選定表」に示したとおり（表中○印および◎印）である。このうち最終的に環境に関する基準として選定された項目はＡ－１、Ａ－８、Ｂ－５、Ｂ－６、Ｂ－８、Ｂ－９、Ｃ－１、Ｅ－７およびＦ－９（表中◎印）である。
なお、表中［網掛け］印の欄は検討対象にならなかった項目または他の項目に合わせて検討された項目を示す。以下に環境に関する基準の策定の経緯を示す。

表　「商品ライフステージ環境負荷項目選定表」

環境負荷項目	商品のライフステージ					
	A．資源採取	B．製造	C．流通	D．使用消費	E．廃棄	F．ﾘｻｲｸﾙ
1．資源の消費	◎	○	◎	○		○
2．地球温暖化影響物質の排出						
3．オゾン層破壊物質の排出						
4．生態系の破壊	○					
5．大気汚染物質の排出		◎			○	○
6．水質汚濁物質の排出	○	◎				○
7．廃棄物の排出・廃棄			○		◎	○
8．有害物質等の使用・排出	◎	◎				○
9．その他の環境負荷		◎	○			◎

Ａ　資源採取段階

◇Ａ－１　（資源の消費）

本項目では以下の点が検討された。

(1) 古紙の配合率が高いこと
(2) 木材伐採、チップ製造における持続可能な森林管理
(3) 非木材パルプについて
(4) 中性紙など寿命の長い用紙が使われていること
(5) 塗工紙を必要以上に使わないこと

（１）については、古紙の利用促進の観点から考慮すると、森林の保全および紙ごみの削減のため、製品原料中の古紙配合率ができる限り高いことが望まれるとの意見が挙げられた。

用紙に関しては、すでに商品類型Ｎｏ.１０７「印刷用紙」が設けられており、その認定基準に準じることとした。

（２）については、商品類型Ｎｏ.１０７「印刷用紙」においても検討がなされており、森林資源の利用は、森林の伐採と植林について国際的なコンセンセンサスが得られておらず実証が難しいことから、基準を策定する項目としては選定されなかった。

（３）については、商品類型Ｎｏ.１０７「印刷用紙」においても検討がなされており、「非木材」という定義が広範であり、非木材パルプによる環境への影響の客観的データが不足していることから、評価が尚早であるとして現段階では基準の策定は行わないが、今後新たな知見が得られた時点で追加、修正を検討することとされている。

（４）については、長期保存を目的とした印刷物については、酸性紙ではなく、中性紙を使用することにより、紙の長寿命化に配慮されていることが望ましいとの意見

が挙げられた。一方で古紙のリサイクルを進めていくのと同時に、長期保存によるストック量の増加を進めることへの違和感も指摘された。しかし、酸性紙の場合、４０年を過ぎると繊維が崩れてしまうため、リサイクルが困難となる。そこで、長期保存を目的とした書籍に限り、本項目は基準を策定する項目として選定された。

（５）については、（１）で述べたように商品類型Ｎｏ．１０７「印刷用紙」の認定基準に準じるとされた。

◇Ａ－４　（生態系の破壊）

本項目では以下の点が検討された。

(1) 木材伐採、チップ製造における持続可能な森林管理

本項目は、Ａ－１項において一括して検討されたため、省略する。

◇Ａ－６　（水質汚濁物質の排出）

本項目では以下の点が検討された。

(1)パルプ製造時に汚濁物質を排出しないこと

本項目については、塗工量としてＡ－１項において一括して検討されたため、省略する。

◇Ａ－８　（有害物質等の使用・排出）

本項目では以下の点が検討された。

(1)印刷インキに有害物質を含まないこと (2)塗工剤に有害物質を含まないこと

（１）および（２）については、印刷物の材料である印刷インキに有害物質が含まれていないことが望ましいとの意見が挙げられた。併せて、印刷インキに限らず、有害物質などの化学物質の使用・排出に関しては、ＰＲＴＲ法（化学物質管理促進法）の考え方を参考として、ＰＲＴＲ法の対象物質の使用があった場合、エコマーク商品認定申込者による事務局への報告を義務付けるべきではないかとの意見が出された。

印刷インキに含まれる化学物質のうちＰＲＴＲ法の対象物質として指定されているものは、溶剤であるトルエン、キシレン、顔料として利用されるモリブデンレッド（橙色～赤色の発色に使われている）である。

トルエン、キシレンなどの溶剤については、特にグラビア印刷やスクリーン印刷における高揮発性が環境上の問題とされているものの、トルエンやキシレンを含まない印刷インキの商品化など、高揮発性溶剤の必要性はなくなりつつある（オフセット印刷ではすでに問題をクリアしている）。また顔料においても、モリブデンが使用されるのは、赤色系統を用いた印刷など一部のカラー印刷に限られる。これらのことから、印刷インキについてはＰＲＴＲ指定物質を使用しないことを含めて検討が行われた。しかし､トルエンおよびキシレンについては､印刷時に揮発したものの大部分が回収・リサイクルされており、ハザードランクについてもＤであることから、使用そのものまで規制する必要はないだろうとの指摘がなされた。またモリブデンについてもＰＲＴＲ法や労働安全衛生法など既に法規制の対象とされていることから、同様に使用そのものを規制する必要はないと判断された。その結果、ＰＲＴＲ指定物質を使用した印刷インキを使用する場合については、ＰＲＴＲ法で指定されている当該物質名とその使用量を報告することとして、本項目は基準を策定する項目として選定された。

また印刷インキ以外の材料に添加される化学物質についても、ＰＲＴＲ指定物質を使用している場合はその情報を開示することとした。ハロゲン系元素で構成される樹脂については使用のないこととした。

Ｂ　製造段階

◇Ｂ－１　（資源の消費）

本項目では以下の点が検討された。

(1)紙の塗工量に対して上限を設けること

本項目については、Ａ－１項において一括して検討されたため、省略する。

◇Ｂ－５　（大気汚染物質の排出）

本項目では以下の点が検討された。

(1)製造時に有害物質の発生・排出のないこと

本項目については、製造工程からの有害物質の発生・排出は、極力抑える必要があると判断された。そこで、その印刷工場および製本工場が立地する地域の協定、条例、法律などに対して違反などがなく適正に管理されていることが基準として策定された。

なお、本項目は、大気汚染物質だけでなく、水質汚濁物質や振動・騒音・悪臭、その他の有害物質の排出についても、同じ考え方から該当する地域の協定、条例、法律などの基準に従うこととして適用される。

◇Ｂ－６　（水質汚濁物質の排出）

本項目では以下の点が検討された。

(1)製造時に有害物質の発生・排出のないこと (2)紙の白色度に対して上限を設定すること

（１）については、Ｂ－５項において一括して検討されたため、省略する。

（２）については、Ａ－１項で述べたように、用紙に関しては既に類型Ｎｏ．１０７「印刷用紙」が設けられていることから、その認定基準に準じることとされ、印刷物として特段の基準を策定する必要はないと判断された。

◇Ｂ－８　（有害物質等の使用・排出）

本項目では以下の点が検討された。

(1)接着剤など有害物質の使用のないこと (2)製紙薬品に有害物質を含まないこと

（１）については、印刷物の製本時に接着剤が使用されることを想定し、接着剤に使用されている原料中の有害物質に対して配慮するべきとの意見が挙げられた。一般的な接着剤の有害物質は、印刷インキ同様に揮発性溶剤のトルエンが想定される。トルエンは、ＰＲＴＲ法の対象物質となっているが、製本に使用される接着剤としてはホットメルト接着剤と水性接着剤の二種類で、これらは溶剤を含まないことから、接着剤の溶剤の揮発による環境負荷は、印刷物においては重要性が低いと考えられた。しかし、化学物質の使用に関する情報提供を行い、ユーザーにライフサイクルでの化学物質の使用状況への理解を進めて、将来、より化学物質の使用の少ない商品を選択

していくよう促すことが重要だとの指摘も出された。

これらの結果、ＰＲＴＲ指定物質を使用した接着剤などを使用する場合については、ＰＲＴＲ法で指定されている当該物質名とその使用量を報告することとして、本項目は基準を策定する項目として選定された。

（２）については、Ａ－１項で述べたように、用紙に関しては既に類型Ｎｏ．107「印刷用紙」が設けられていることから、その認定基準に準じることとし、印刷物として特段の基準を策定する必要はないと判断された。

◇Ｂ－９　（その他の環境負荷）

本項目では以下の点が検討された。

(1)印刷工程で騒音・振動の問題のないこと

本項目については、近隣苦情に適切に対応し、関連する環境法規および公害防止協定などを遵守することで、環境への負荷が低減されると判断された。従って本項目は基準を策定する項目として選定された。

Ｃ　流通段階

◇Ｃ－１　（資源の消費）

本項目では以下の点が検討された。

(1)過剰な包装・装丁を施していないこと (2)ハードカバーの使用抑制 (3)印刷物の小型化、軽量化による紙資源の消費抑制

（１）については、過剰な包装や装丁を抑えることによって、資源消費量の低減に効果があるとの意見が挙げられた。

過剰な包装の例としては、辞典など箱入りの印刷物が挙げられた。結果として、資源消費量の低減、リサイクルの容易性の観点から、別表１のとおり基準を策定する項目として選定された。

装丁については、資源の消費というよりも、リサイクル性に関わる問題と考えられるため、Ｆ－９項で扱うものとする。

（２）については、（１）の過剰な装丁に含まれるものとして判断された。

（３）については、小型化、軽量化といっても印刷物の場合、その判断基準が明確でなく、基準に反映させることが難しいと判断された。また（１）の過剰な包装・装丁に含まれるものと考えられることから、特段の基準を策定する項目として選定されなかった。

◇Ｃ－７　（廃棄物の排出・廃棄）

本項目では以下の点が検討された。

(1)過剰な包装・装丁を施していないこと

本項目については、Ｃ－１項において一括して検討されたため、省略する。

◇Ｃ－９　（その他の環境負荷）

本項目では以下の点が検討された。

(1)印刷物輸送時に騒音の少ないこと

本項目については、騒音の実態を把握することが難しく、検証ができないと判断された。
従って、基準として策定する項目として選定されなかった。

D　使用消費段階

◇D－１　（資源の消費）

本項目では以下の点が検討された。

(1)印刷物の長寿命化に配慮されていること

（１）については、中性紙の使用による印刷物の長寿命化のことを指している。
中性紙の使用については、Ａ－１項で一括して検討されたため、省略する。

E　廃棄段階

◇Ｅ－５　（大気汚染物質の排出）

本項目では以下の点が検討された。

(1)廃棄時に有害なガスなどの発生のないこと (2)カバー、箱などの廃棄時に有害物質を発生させないこと

（１）および（２）については、焼却処理による有害ガスの発生が想定されるとして、意見が挙げられた。一般に、印刷物が保存もしくはリサイクルされない場合の使用後の処理は焼却であることから、燃焼条件によってはダイオキシンの発生要因となりうるハロゲン系元素で構成される樹脂を除くこととし、本項目は基準を策定する項目として選定された。

◇Ｅ－７　（廃棄物の排出・廃棄）

本項目では以下の点が検討された。

(1)製本の仕方が廃棄後の処理を困難とさせないこと

本項目については、Ｆ－９でも述べるが、リサイクル可能な製品設計として紙以外の材料使用の制限について、基準を策定する項目として選定された。具体的には素材毎の分別の容易性、焼却などの際に有害性を発現する塩素などハロゲン系の樹脂を使用しないことを意味している。

F　リサイクル段階

◇Ｆ－１　（資源の消費）

本項目では以下の点が検討された。

(1)リサイクル時に資源の消費が少ないこと (2)背糊にホットメルトを使用していないこと (3)できるだけ水溶性の接着剤を使用すること

（１）については、Ｅ－５項で述べたように、製造事業者がリサイクル時の処理方法までを担保することは事実上困難と判断された。
従って、本項目は基準を策定する項目としては選定されなかった。
（２）については、Ｆ－９項で扱うこととした。

（３）については、Ｆ－９項で扱うこととした。

◇Ｆ－５　（大気汚染物質の排出）

本項目では以下の点が検討された。

(1) リサイクル工程からの大気汚染物質の排出のないこと

Ｅ－５項で述べたように、製造事業者がリサイクル時の処理方法までを担保することは事実上困難であり、大気の環境基準を超えない排出とすることまでをコントロールできないのが実状である。

従って、本項目は基準を策定する項目としては選定されなかった。

◇Ｆ－６　（水質汚濁物質の排出）

本項目では以下の点が検討された。

(1) リサイクル工程からの水質汚濁物質の排出のないこと

Ｅ－５項で述べたように、製造事業者がリサイクル時の処理方法までを担保することは事実上困難であり、水質の環境基準を超えない排出とすることまでをコントロールできないのが実状である。

従って、本項目は基準を策定する項目としては選定されなかった。

◇Ｆ－７　（廃棄物の排出・廃棄）

本項目では以下の点が検討された。

(1) 回収された製品は、再利用される部分の多いこと (2) かさばる材料による製本・包装がないこと

（１）については、再利用を妨げる材料の使用がないこととして置き換えることができるため、Ｆ－９項で扱うこととした。

（２）については、Ｃ－１項で過剰な包装として検討したため省略する。過剰な装丁に係る検討はＦ－９項で扱う。

◇Ｆ－８　（有害物質等の使用・排出）

本項目では以下の点が検討された。

(1) 接着剤など有害物質の使用のないこと (2) リサイクルしにくい材料で製本していないこと

（１）については、Ｂ－８項において一括して検討されたため、省略する。

（２）については、Ｆ－９で扱う。

◇Ｆ－９　（その他の環境負荷）

本項目では以下の点が検討された。

(1) 製本を行うものは、製本の方法が素材毎の分別の容易性に配慮し、リサイクルの阻害要因となる材料を使用していないこと (2) ビニール引き、ニス引きの装丁を施していないこと (3) 土壌中への環境負荷物質の排出や残留がないこと

（1）および（2）については、古紙のリサイクルを促進するための重要なポイントであるとして、基準を策定する項目として選定された。

古紙のリサイクルを阻害する印刷物としては、製本方法という観点から見た場合、ＣＤや芳香剤などを装入した複合雑誌、表紙などにビニールコーティングを施した印刷物、クロス張りを行った印刷物などが挙げられる。また、（社）古紙再生促進センターが指定する禁忌品を含んだ印刷物もやはりリサイクルの阻害要因となる。ニス引きはリサイクルに支障がないものとして認める。

印刷物における背糊に使用される接着剤は､ホットメルト系と水系の接着剤があり、ホットメルト系の場合は樹脂を溶かすことができないためにリサイクル性を損なうことが指摘されている。これに対し、最近の技術開発によりホットメルト系の接着剤であっても、リサイクルの阻害要因とならないものがあることも指摘された。検討の中で、リサイクルが可能（ホットメルトを除去可能）であるかどうかは、使用する装置に依存するという調査結果もあることから、現状ではホットメルト接着剤についてはまだ禁忌品のリストから外すまでは至らないとの意見があった。結果として、難細裂化改良ＥＶＡ系ホットメルト接着剤および水溶性ホットメルト接着剤については、本商品類型でリサイクルに支障がないものとして認めることとされた。

また、用紙やインキ、印刷という観点からはＵＶインキを使用した印刷物、立体印刷を行った印刷物、辞書などに用いられる薄いインディアン紙を使用した印刷物が古紙リサイクルを阻害するものとして指摘された。ＵＶインキについては、リサイクルの際に用紙から剥がれにくいという問題があり、インディアン紙については、繊維が短すぎることと炭酸カルシウムが２～３割も含まれていることが問題とされている。

これらリサイクルを阻害するインキ、接着剤、用紙、製本方法、印刷方法を用いた印刷物はエコマークの対象外とすることが基準の項目として設定された。

（３）については、Ｂ－５で述べたように、製造工程からの有害物質の発生・排出は、極力抑える必要があると判断された。そこで、その印刷工場および製本工場が立地する地域の協定、条例、法律などに対して違反などがなく適正に管理されていることが、基準として策定された。しかし、リサイクル工程に関しては、製造事業者がリサイクル時の処理方法までを担保することは事実上困難であることから基準を策定する項目としては選定されなかった。

Ａ～Ｆ－９　（その他の環境負荷）

本項目では以下の点が検討された。

(1) リサイクルへの配慮に関する情報の提供

本項目については、製品にリサイクルが可能である旨の記載があると、ユーザーに対してリサイクルへ回すことへの理解が得られ、協力の促進を期待できるのではないかという意見が挙げられた。

古紙の利用促進は、申込者だけでは到底成り立つものではなく、ユーザーの積極的な関与が必要である。使用後の印刷物を、ユーザーが適正に古紙回収に出すことにより、使用後の印刷物の資源としての価値は高まる。

従って、消費者にリサイクルを促すことのできるコメントを表示することが望ましいとして、本項目は基準を策定する項目として選定された。

なお、分別方法まで踏み込んだ情報表示が望ましいとの意見も挙げられたが、自治体毎に分別方法が異なっているのに対して印刷物が全国に自由に流通することを考えると、一律のコメントを記載することは現実的ではないという判断により、特段の記載は行わないこととした。

4－2　品質に関する基準について

(1)印刷物においては、印刷物としての品質基準を設定し、用紙と印刷インキといった構成材料に対する品質基準は設定しないこととされた。これらの品質については、それぞれの商品類型において、認定基準の中で取り扱うこととした。

5　その他について

(1)印刷物を対象とする商品類型の設定にあたり、印刷内容の扱いが議論となり、公序良俗に反する、つまり有害性があると考えられる内容（暴力表現、ポルノ、海賊版、差別表現など）の印刷物をエコマークの対象とすることは好ましくないとの意見が挙げられた。しかし実際の審査にあたっては、どこからが「好ましくないか」という判断が一貫性を持たない（人によって厳しくなったり、緩くなる）。また、雑誌などの場合、連載回によって内容が変わるために判断はさらに難しい。結論として、内容については事務局・審査委員会側での評価が事実上困難ということもあるため、公平な審査を確保する意味から、品質に関する基準ではなく「その他」に理念的に盛り込むことに留め、運用上の評価は、刑法などに基づく裁判所の判断にしたがうものとされた。

著作権への侵害については、エコマーク認定商品において当該行為が明確となった場合、認定取り消し処分などが必要だろうとの方向が示された。同様に、申込審査においては対象外として扱う方向が示された。